

第1回智頭町議会定例会会議録

平成26年3月7日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第 1号 専決処分について
- 第 6. 議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 第 7. 議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正について
- 第 8. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につ
いて
- 第 9. 議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第26号 智頭町税条例の一部改正について
- 第11. 議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第12. 議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第14. 議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第15. 議案第31号 町道の路線認定について
- 第16. 議案第32号 町道の路線変更について
- 第17. 議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第18. 議案第 2号 平成26年度智頭町一般会計予算
- 第19. 議案第 3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第20. 議案第 4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第21. 議案第 5号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算
- 第22. 議案第 6号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第23. 議案第 7号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第24. 議案第 8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算

- 第 25. 議案第 9 号 平成 26 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 26. 議案第 10 号 平成 26 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 27. 議案第 11 号 平成 26 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 28. 議案第 12 号 平成 26 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 29. 議案第 13 号 平成 26 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 30. 議案第 14 号 平成 25 年度智頭町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 31. 議案第 15 号 平成 25 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 32. 議案第 16 号 平成 25 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 第 33. 議案第 17 号 平成 25 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 34. 議案第 18 号 平成 25 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 35. 議案第 19 号 平成 25 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
4 号)
- 第 36. 議案第 20 号 平成 25 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 37. 議案第 21 号 平成 25 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 38. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第 1 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 22 号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 第 7. 議案第 23 号 智頭町褒彰条例の一部改正について
- 第 8. 議案第 24 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につ
いて

- 第 9. 議案第 25 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 10. 議案第 26 号 智頭町税条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 27 号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 28 号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 29 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 14. 議案第 30 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 15. 議案第 31 号 町道の路線認定について
- 第 16. 議案第 32 号 町道の路線変更について
- 第 17. 議案第 33 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 18. 議案第 2 号 平成 26 年度智頭町一般会計予算
- 第 19. 議案第 3 号 平成 26 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 20. 議案第 4 号 平成 26 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 21. 議案第 5 号 平成 26 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 22. 議案第 6 号 平成 26 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 23. 議案第 7 号 平成 26 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 24. 議案第 8 号 平成 26 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 25. 議案第 9 号 平成 26 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 26. 議案第 10 号 平成 26 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 27. 議案第 11 号 平成 26 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 28. 議案第 12 号 平成 26 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 29. 議案第 13 号 平成 26 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 30. 議案第 14 号 平成 25 年度智頭町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 31. 議案第 15 号 平成 25 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 32. 議案第 16 号 平成 25 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 33. 議案第 17 号 平成 25 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 34. 議案第 18 号 平成 25 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号)

第35. 議案第19号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

第36. 議案第20号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算(第4号)

第37. 議案第21号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)

第38. 陳情について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員(なし)

1. 会議に出席した説明員(16名)

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	藤 原 孝
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	萩 原 学
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子

会 計 課 長 寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長 寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 河 村 実 則
書 記 塚 越 奈 緒 子

開 会 午前10時30分

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成26年度第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中野ゆかり議員、6番、平尾節世議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの14日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの14日間に決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 の規定に基づき、平成 25 年 12 月から平成 26 年 2 月までの例月出納検査報告書が提出されました。

お手元に写しを配付しておりますので、ご了承ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣並びに委員会派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、八頭環境施設組合議会、鳥取県東部広域行政管理組合議会並びに鳥取県後期高齢者医療広域連合議会についてのご報告をします。

八頭環境施設組合議会定例会が去る 2 月 10 日に開会され、2 件の議案が上程され、原案どおり可決されています。

鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会については、去る 2 月 17 日、18 日に開会され、9 件の議案が上程され、原案どおり可決されています。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会については、去る 2 月 20 日に開催され、5 件の議案が上程され、原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、2 月 27 日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4. 町長の提案理由の説明

日程第 5. 議案第 1 号から日程第 37. 議案第 21 号まで 33 案

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第 4、町長提出議案の上程、議案第 1 号 専決処分についてから、日程第 37、議案第 21 号 平成 25 年度智頭町病院事業会計補正

予算までの33議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第1回定例議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところ出席いただき、まことにありがとうございます。

諸議案の説明に先立ちまして、平成26年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、国の経済情勢を見ますと、アベノミクスによるデフレ脱却と経済再生に向けた取り組みにより、実質GDPが4・四半期連続でプラス傾向となるなど、日本経済は明るさを取り戻しつつありますが、こうした動きは中小企業、小規模事業者の地域経済には十分に浸透していないというのが地方の実感であります。

また、本年4月の消費税率引き上げによる消費の冷え込みや駆け込み需要の反動減による景気の腰折れが懸念される中、景気や雇用の足取りを一層確かなものとして、その効果を地域の隅々まで行き渡らせるためにも、地域における消費、雇用の拡大に向け積極的に取り組み、地域の元気を取り戻し、活力ある町を築いていかなければなりません。

このような中、平成26年度の地方財政計画では、地方が経済の活性化に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保することとされております。

本町においては、自主財源である町税のうち法人税は伸び悩みから減収となりますが、他の税収は微増を見込むものの、特別会計への繰出金の高どまりから基金の取り崩しでしのがざるを得なく、例年ながら厳しい状況下の予算編成となりました。

しかしながら、このような財政状況にあっても、将来を見通して本町が取り組むべき諸課題に新たな発想で積極的に対応していかなければなりません。

私は本町のあるべき姿を考えると、進化する時代の中にあっても、今あるものをなくして新しいものをつくるのではなく、忘れ去られようとしている古きよきものを生かし、将来へつなげていくことが今日重要ではないかと思います。

本町にとりまして、本年は大正3年6月1日町制施行以来100周年を迎える節目の年であります。今日の智頭町を営々と築き上げてこられた先人たちの献身

的な努力に思いをはせながら、あすの智頭町の発展のため、子どもたちの未来のために、現在の難局に雄々しく立ち向かっていかなければなりません。

今迎えている少子高齢化時代に加え、自治体の財政状況が極端に厳しい状況が続く中、提案型による新たな住民自治、集落自治の取り組みを進めているところですが、小さなコミュニティーや集落・地区単位で提案によるさまざまな事業展開が行われ、着実に成果があらわれてきております。町民の汗と知恵を結集し、町民が一丸となって目標に向かって邁進する住民自治を確立することで、将来必ずや日本のトップランナーになり得ることと確信しております。

このような考えのもと編成しました平成26年度一般会計予算は、中学校改築を初め、防災行政無線デジタル化の整備、智頭テクノパーク上下水道施設整備、智頭町クリーンセンターの解体、社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁整備、臨時的給付措置としての臨時福祉給付金及び子育て世代臨時特別給付金、さらに林業振興の充実などの要因で、予算総額は76億8,600万円で、前年度当初と比べて17.9%、11億6,700万円の増となりました。

平成26年度当初予算編成に当たっての基本姿勢ですが、私は、平成20年6月の町長就任以来、低迷する林業と農業にあえて光を当て、訪れる人がいやされる町を目指して「みどりの風が吹く疎開のまち 智頭」を町の表札として掲げ、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち」を将来像に、諸施策に取り組んでいるところであります。

いつも申し上げているとおり、国の根幹を支える林業・農業を機軸とした町民が主役のまちづくりについては、姿勢を変えることなく新年度も引き続き取り組みたいと考えています。

まず、本町の将来を担う子どもたちの教育環境を整備するため、長年の懸案でありました中学校の改築に着手しており、平成27年3月完成に向け、順調に工事が進んでいるところです。

次に、本年は町制施行100周年を迎える節目の年であり、これまで積み重ねてきた先人たちの歴史を振り返るとともに、町の未来を展望するときでもあります。記念すべき事業として町制施行100周年記念式典を盛大にとり行うこととしております。

また、一昨年来、町内全87集落で開催しました集落自治座談会で提案型による新たな住民自治・集落自治の取り組みをお願いしているところですが、引き続

き各集落からの提案につきまして、できるところから早急に解決し、将来にわたって集落・住民が光り輝く、地域に密着した提案型による地域の整備に取り組んでいきます。

続きまして、林業では、材価の低迷など、採算性の厳しい状況の続く林業経営の構造を改善するため、施業の集約化を推進する必要があることから、平成24年度から取り組んでいる森林経営計画の策定を確実に進めていく必要があります。

あわせて、間伐等のおくれにより、早急な森林整備が必要となっている森林への対応を促進するとともに、間伐材の搬出拡大を図るため、作業道の整備、林業用機械の導入などの支援に加え、新たに間伐促進支援事業を創設し、森林所有者の間伐への負担を軽減することで低コスト林業・原木の安定供給を推進します。

また、森林資源を活用した木質バイオマスボイラーの導入など新たな取り組みを行うとともに、自伐林家を中心とした間伐材の搬出促進と地域通貨の流通による商店街活性化への支援及び公共建物等への木材利用の促進を継続し、地域材の活用を推進します。

農業では、新年度から農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直し、さらには日本型直接支払制度の創設など、新たな農業・農村政策が始まることから、本町農業においても、これに対応していく必要がありますが、新規就農者の確保・育成、中心的担い手及び集落営農組織の育成支援は最重要課題です。耕作放棄地の再生事業にあわせて新規就農者等の農業用機械及び農業用施設整備への支援を推進するとともに、引き続き有害鳥獣の駆除、被害防止施設設置への支援を行うなど、農業生産活動を維持するとともに農業者の経営安定を図るよう取り組んでいきます。

次に、交流推進につきましては、町内の豊かな森林を活用する森林セラピー事業により、町民はもとより町内外からより一層の誘客を図り、民泊を含めた地域交流につなげていくよう取り組みます。あわせて、昨年度森林セラピー事業で実施した企業向けメンタルヘルスプログラムのデータ収集分析結果をもとに、積極的に企業にPRし、利用につなげていきたいと考えており、セラピー効果の科学的な根拠に裏づけられた透明性の高い見える化を推進し、日本一の森林セラピー基地を目指します。

また、町内で生産される農産物を安全・安心な特産物として位置づけ、販路の開拓及びブランド化による経済交流を推進します。さらには、町内各地域に伝わ

る伝統や文化を守り磨き上げ、後世に伝える取り組みを行うとともに、その中からあらわれる手業・手仕事が産業ビジネスにつながるよう支援を行い、経済や人的な交流を推進したいと考えております。

一昨年から重点施策として取り組んでおります定住促進対策につきましては、このたび発表された日本「住みたい田舎」ベストランキングで本町は全国第14位となり、都会から移住を希望される方の本町に対する田舎暮らしの関心も高く、近年、移住希望者がふえています。この受け入れ体制として、従来からのUJIターン者住宅支援事業、町有地無償提供、家賃助成及びふるさと就職支援制度などに加え、前年度モデル事業として「定住用おためし住宅」1棟を、また子育て世代の移住者向けの賃貸住宅として整備する空き家再生活用事業で2棟整備したところであり、引き続き積極的に推進していきます。

また、新年度から新たに、町内在住者の定住促進を図るため、住宅改修に要する経費の一部を助成することとしています。

商工振興につきましては、本年4月から消費税率引き上げに際し、景気の腰折れが懸念されているところですが、町商工会が実施する智頭町制施行100周年記念プレミアム付商品券の発行事業を支援し、商店を中心に町内での経済の循環を喚起することにより地域経済の活性化を図ることとしています。

加えて、本町の環境を活かし、安定的な雇用に結びつく企業誘致活動を行うとともに、引き続き企業立地促進制度により、進出企業による新たな投資、町内企業の事業拡大による投資の両面での助成と新規雇用に対する助成を行います。

子育て分野では、少子化が急速に進行する中、安心して子どもを産み育てることができ環境の整備が重要な課題となっています。

また、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに伸び伸びと育つことができるような環境整備や、子どもの人権に配慮した社会づくりも大切です。

このため、子育て家庭への支援を幅広く展開するとともに、子育てしやすいまちづくりをめざし、新年度から統合保育園の整備に着手したいと考えております。

教育分野では、引き続き小中学校の教育環境の整備・充実を図るとともに、保育園、小中学校、高校間の交流・連携の強化、また地域との連携強化も図り、地域を感じ、地域のよさを知り、地域を憂い、そして十分に実力を備えた上でこの地域で活躍し、時に故郷を出て外の世界を知り、時に故郷に戻り、その意思や経験を活かす、そのような心根を育てる教育と人づくりを進めていきます。

福祉分野では、地域福祉・介護・健康対策を一体的に推進することとし、高齢者や障がいのある方、またその家族が、住みなれた地域で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう地域ケア体制の強化、介護サービスの充実、疾病予防及び健診事業の充実に努めていきます。

病院事業につきましては、智頭病院改革プランを基本とした運営を行っているところですが、平成25年度をもって不良債務を解消できる見込みとなりました。今後も一層の患者確保に努め、経営健全化に向け鋭意取り組んでいきます。

そのほか雇用確保のため、新たに創設された地域人づくり事業や特別交付税で措置される地域おこし協力隊、集落支援員制度などを活用し、林業・農業の振興、商工観光振興、高齢者の見守りなどに17人の臨時職員を雇用することとしています。

平成26年度予算は、先ほど述べたような考え方に沿い、国・県等の補助制度を有効に活用し、総合計画の基本理念である「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」、「安全・安心で住みよいまちづくり」、「充実した教育によるまちづくり」、「みんなでつくる元気なまちづくり」の4点を重点項目として編成を行いました。

それでは、諸議案を審議していただくに当たり、主な議案につきましてその概要を説明します。

まず、議案第1号 専決処分についてです。

智頭町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、寄付金税額控除に係る規定を改正するものです。

次に、議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算について説明します。

「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」ですが、移住・定住対策につきましては、近年、本町に定住する意思を持って問い合わせされる方が急増している中、空き家バンク登録物件が少なく、これに対応するため、専任の移住定住コーディネーターを引き続き配置し、空き家の掘り起こしを行うとともに、町産材を利用し整備した定住用おためし住宅の活用や普及、昨年から実施しています子育て世代の移住者向け賃貸住宅として整備する空き家再生活用事業を拡充することとしています。

「智頭町疎開保険」につきましては、関東、関西圏を中心に300人の方に入っているところですが、加入者特典としてお送りする新鮮な智頭野菜や

お米、加工品なども大変好評を博しております。新年度は企業や団体及び連携企業による加入促進を図ることとし、智頭ファンの拡大と、智頭野菜などを都市圏の消費者に届けることによる高齢者の生きがい対策、経済効果につなげていきたいと考えています。

観光振興につきましては、平成25年度に智頭宿特産村の屋台店舗の増設、急速充電器の整備、鳥取自動車道から智頭宿への誘導標識など観光客受け入れのための環境整備を行ったところですが、四季を通じたイベントや体験などのソフト事業を実施するとともに、町内周遊のための二次交通体制の整備を進めることで観光地としての魅力アップに努めてまいります。

国際交流事業につきましては、平成11年から韓国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、新年度はスポーツ交流及び青少年交流を初め職員の短期研修を継続し、両地域のさらなる交流発展を目指します。

農業では、有害鳥獣対策はもとより、地域農業振興プランの支援策として集落営農を目指す集落に対する支援及び新規就農者に対する農業用機械導入等の支援を計画しています。また、智頭野菜新鮮組を中心としたホンモノの農産物づくりを推進し、本町の特産品として流通させ、農家所得の向上を目指します。また、農作業体験などを通じた智頭中学生及び都市部の保育園児との交流を推進します。林業では、引き続き森林組合が配置する森林経営計画コーディネーターに助成し、経営計画の策定を推進することとしています。また、森林所有者の間伐への負担を軽減することで低コスト林業・原木の安定供給を推進するため、新年度から新たに間伐促進支援事業を創設し、間伐経費の上乗せ支援を行うとともに、機械リースに必要な経費の助成を措置しています。

智頭材出荷促進事業では、はい積み支援の町費かさ上げ分を増額するほか、引き続き緑の産業再生プロジェクト事業、森づくり作業道整備事業、美しい森林づくり基盤整備事業等の施策を活用し、路網整備、間伐促進を図ることとしています。

森林セラピー事業につきましては、企業向けのメンタルヘルスプログラムを利用につなげるため、積極的にPRしていくこととしています。

なお、森林セラピーを足がかりに進めてきた民泊につきましては、都市部との交流や本町への移住・定住のきっかけとなるよう、引き続き積極的な事業展開を図るとともに、町民の民泊体験や智頭中学生の民泊体験を引き続き実施します。

また、木の宿場プロジェクト推進事業につきましては、さまざまな課題を抱えながら地道な取り組みが行われていますが、引き続き出荷者の裾野拡大を図るとともに、新年度は智頭温水プールの補助熱源としての木質バイオマスボイラーを導入し、出荷材の新たな活用を促進することとしています。

さらには、智頭百業学校事業につきましては、本町にある古きよきものを生かし将来へつなげていくため、地域の伝統文化、豊かな田舎暮らしの保存・伝承、特産品化を推進していきます。

文化財整備活用につきましては、石谷家にゆかりのある茶谷流折り紙建築の家元で建築家、茶谷亜矢氏の立体建築アート作品の常設展示場を母屋内に設け、回復基調にある石谷家住宅のさらなる入館者増を目指します。

「安全・安心なまちづくり」についてであります。地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して3年が経過しますが、住民生活にも不可欠なインフラとして定着してきているところであります。引き続き高齢者見守り支援の拡充と利用支援、機器故障などに対応するため、地域見守り支援推進員を配置することとしています。

近年の急激な少子高齢化の進行により、特に小規模高齢化集落においては集落機能そのものの維持が危惧されているところですが、これに対応するため、移動販売車の運営費の助成を行うとともに、UIターン者などの外部人材を活用し、地域づくりに取り組む集落に対して生活支援や活動支援を総合的に推進することとしています。

また、次代を象徴する新たな代替エネルギーとして注目される太陽光を活用してソーラーパネルなどの導入を引き続き支援するほか、LED防犯灯の設置または更新に際しましても費用の助成を行うこととしています。

地域交通政策では、町民の皆様に親しまれ日常生活の交通手段として定着しているすぎっ子バスを運行するとともに、利便性向上のため、運行路線及び運行ダイヤの改正を行います。なお、消費税率引き上げに伴う運賃の改正は行わず、利用しやすい運賃として町民の利便性を図ります。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費の助成、シルバー人材センターが運営する福祉有償移送サービスの利用者助成を引き続き行います。

また、高齢者が尊厳を保ちながら住みなれた地域で自立した生活を送ることが

できるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスなどが日常生活の場で切れ目なく提供できる地域づくりを推進することとし、引き続き支え愛構築事業を実施するとともに、一人でも多くの方が災害時要援護者支援制度や告知端末を利用したお元気ですかメールに登録していただくよう体制強化を図ることとしているほか、今年4月からの消費税率引き上げに際し、低所得の住民に与える負担への影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として支給される臨時福祉給付金の給付に要する経費を措置しています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き実施し、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、鳥取県手話言語条例の啓発やあいサポート運動の推進を行い、またグループホームの設置促進及び運営の安定を図り、利用者の安全・安心を確保するための支援を行います。

小児、障がい者、ひとり親家庭などの人たちが医療を受けたときの自己負担分の助成を引き続き行い、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けることができるよう措置しています。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、本年4月からの消費税引き上げに対し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として支給される子育て世帯臨時特例給付金の給付に要する経費を措置しています。

次に、健康づくり対策ですが、自死は、倒産・失業やいじめなど自分ではどうすることもできない社会的なさまざまな要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死で、社会的な取り組みにより防ぐことができると言われています。一人一人が心の健康に関する正しい知識を理解し、自死を未然に防止するため、相談支援を行い、地域における自死対策を促進します。

予防事業では、感染症の流行の蔓延や、疾病により罹患したときの重症化を防ぐため各種予防接種事業を実施していますが、昨年度に引き続き流行が予想される風疹・肺炎球菌等の予防接種に要する経費に助成を行うこととしています。

健康診査事業では、40歳以上の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん検診を、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を行います。なお、新年度から、がん検診に係る個人負担は無料とし、受診率の向上を図ることとしています。

また、30歳から69歳までの方を対象に人間ドックを、40歳・45歳・50歳の方に脳ドックを、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健診を行います。さらには、75歳以上の方を対象に後期高齢者等健康診査を行うこととしています。

じん芥処理事業では、旧智頭町クリーンセンターの解体に要する経費を措置しています。

病院事業費につきましては、経営健全化を確保するため、国の繰り出し基準に基づく繰出金を措置しています。

地籍調査事業につきましては、引き続き大字奥本及び芦津地区の調査を行うとともに、新たに大字野原、真鹿野及び西谷地区の一部の作業準備に着手し、事業の進捗を図ることとしております。

町道の整備改良につきましては、住民の生活環境の向上、通勤通学時の安全確保など、住民生活には欠くことのできない社会資本であることは言うまでもありません。町道の改良、橋梁修繕などを引き続き計画的に実施してまいります。

また、歩道除雪機の整備やふるさと整備土木事業など、集落要望にきめ細やかな対応を行ってまいります。

さらには、住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修費用の助成にも取り組んでいきます。

消防・防災関係では、町民の生命、財産を守るため、日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し深く敬意を表するところです。新年度は小型動力ポンプ5台を更新することとしております。今後とも団活動のみならず、地域の核として頑張っていただきたいと考えております。

また、防災行政無線デジタル化整備につきましては、町内に設置しております既設のアナログ式防災行政無線34局をデジタル式防災行政無線に移行することとし、町内全域に良好な情報伝達が行われるよう中継局、屋外拡声子局を増設するとともに、町内全戸の戸別受信機の更新を計画しています。

「充実した教育によるまちづくり」についてであります。次世代育成推進につきましては、保育園における一時保育、病児病後児保育、延長保育など特別保育の充実、家庭保育支援事業や育児支援家庭訪問事業の推進、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどの活用によるよりきめ細やかな子育て施策を引き続き実施するほか、低年齢児を中心とした入園希望に対

応するため、あたご保育園の改修工事を行い、待機児童が発生しないよう努めることとしております。

また、平成28年度を目途に統合保育園を整備するため、新年度は候補地の選定に着手したいと考えております。

豊かな森をフィールドとした我が町ならではの子育て施策である森のようちえん事業ですが、鳥取県独自の新しい認証制度の創設に向け、子育て王国とつとりのモデル事業として来年度から新たに支援制度が設けられ、本町もあわせて運営支援を行うため、所要の経費を措置しています。

学校教育につきましては、子どもたちの学力向上に向けたプロジェクト事業を引き続き積極的に取り組むとともに、新年度から土曜授業として小学生対象の英会話教室をスタートさせたいと考えております。

また、児童生徒が情報化社会に対応できる情報活用能力を身につけることがますます重要となっており、わかる授業の実現と確かな学力の育成に結びつけるため、電子黒板、タブレット端末などのICTを効果的に活用した授業を展開するための経費を措置しています。

一方、近年障がいのある子どもや支援の必要な子どもが増加傾向にあり、子どもたちの持っている力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、引き続き特別支援教育に取り組みます。

中学校の改築事業につきましては、第1期工事が順調に進捗しており、本年7月には普通教室を初め校舎の一部を供用開始する予定であります。引き続き7月から現校舎の解体工事を進めながら、第2期工事として体育館、グラウンド等の整備に着手し、来年3月には町産材をふんだんに使った本町の新たなシンボルとして新智頭中学校が完成する運びであり、この第2期工事に係る所要の経費を措置しています。

また、智頭小学校校舎の改修工事につきましては、既に完了しているところですが、直射日光と通気性の問題から、夏場の室温が異常に高い状況にある校舎3階の普通教室にエアコンを整備するための経費を、また校庭の排水対策に要する経費を計上しています。

遺跡発掘事業では、旧土師小学校に智頭枕田遺跡の出土品等の展示活用スペースを確保し、本町の埋蔵文化財センターとして、また郷土資料館としての利活用に向けて、地元協議を行いながら、3カ年計画で整備してまいりたいと考えてお

ります。

図書館費では、平成29年度を目途に図書館整備に着手することとし、新年度は検討委員会を立ち上げるとともに、人との出会いのすばらしさや家族のきずなを映し出すヒューマンドラマ「じんじん」の実行委員会を組織し、県内で初めて上映することとしています。

次に、「みんなでつくる元気なまちづくり」についてであります。町内5地区で住民みずからの発想による小学校の空き校舎の利活用策が検討され、山形地区の木工教室、山郷地区の農家レストラン開業など、それぞれの地域で本格的な実践へと移行されているところですが、これを契機に地域が元気に、さらなる住民参加が促されるよう積極的に支援してまいります。

また、本町が今後目指すまちづくりの方向性である提案型の集落自治・地域自治の確立のため、引き続き地域活性化基金を原資として、地域の皆様の夢が実現できるよう全面的に支援してまいりたいと考えています。

百人委員会につきましては、提案された9プロジェクトの実施について支援するとともに、新年度は智頭中学校が行った地域調査の内容を智頭町探訪として、提案も含めて発表の機会を設けることとしております。幅広い層の住民の方々にまちづくりに参画いただくよう期待しているところです。

本町独自の地域おこし事業、日本1/0村おこし運動につきましては、町内5地区で地区振興協議会を立ち上げ、小学校の利活用策の検討・実践を初め、各地域のそれぞれの課題への対応、持続可能な地域経営を模索する取り組みが行われているところですが、地域自治のモデル的な取り組みと高く評価されており、各地区の身近でよりどころとなる中心的な組織として今後の活躍が期待される場所でもあります。

また、町制施行100周年記念事業としまして、記念式典を開催するとともに、町民の体力向上と健康の保持・増進を目的に、本年8月に町民1,000名参加のもと智頭小学校グラウンドにおいて夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催することとしており、これに要する経費を措置しています。

以上、平成26年度智頭町一般会計予算の概要をご説明しました。

次に、特別会計について説明いたします。

議案第3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診の

受診率の向上を目指した施策、がんドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。

議案第4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査等の維持管理に要する経費を計上しています。

議案第5号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び償還事務に係る経費を計上しています。

議案第6号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第7号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、処理施設の維持管理及び起債償還に要する経費を、また智頭テクノパーク下水道施設整備に要する経費を措置しています。

議案第8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区処理施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第9号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護保険被保険者に対する介護サービス、介護予防の給付費を措置するとともに、認知症予防教室など地域支援事業に要する経費を、また平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画の策定に要する経費を措置しています。

議案第10号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第11号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第12号 平成26年度智頭町水道事業会計予算につきましては、老朽管の更新を引き続き実施するとともに、智頭テクノパーク水道施設整備に要する経費を計上しています。

議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算につきましては、診療報酬の実質マイナス改定と消費税率のアップという厳しい経営状況が想定されますが、今後も一層の患者確保に努めるとともに、経営健全化に向け所要の経費を措置しています。

続きまして、議案第14号 平成25年度智頭町一般会計補正予算について説明します。

総務費の地域の元気臨時交付金基金費では、さきの12月定例会で議決をいただいた智頭町地域の元気臨時交付金基金条例に基づき、国から交付される地域の元気臨時交付金を活用し、基金の積み立てを行うこととしています。

土木費では、土地開発公社の経営健全化を図るため、不良債務を計画的に解消することとし、公社が取得した土地購入に要した借入額と町の購入額との差額分について土地開発公社に助成を、除雪事業では委託料の増額を措置しています。

また、国の経済対策に伴い、防災費では防災行政無線と連動した緊急地震速報など瞬時に周知する警報システム、J-ALERTの導入に要する経費、教育費では中学校改築に要する経費をそれぞれ計上しています。

そのほか各種事業の決算見込みに伴う調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は9億94万7,000円であり、補正後の予算総額は77億3,273万6,000円となりました。

また、議案第15号から21号までは特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づく補正です。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、移住・定住用住宅として設置した定住用おためし住宅の管理について必要事項を定めるものです。

議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正につきましては、功労表彰の審査基準を見直すため、所要の改正を行うものです。

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務の規定を新たに定めるものです。なお、改正による条文を引用している職員の給与に関する条例及び職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例につきましても、一部改正を行うものです。

議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、町税の滞納処分に従事した場合の月額支給を廃止するとともに、税外収入等徴収業務の見直しを行うものです。

議案第26号 智頭町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、特別徴収制度及び金融所得課税の規定を改正するものです。

議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税

法等の一部改正に伴い条文の整備を行うものです。

議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正につきましては、利用料金を追加するものです。

議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了に伴う久本文恵氏を引き続き選任したいので本議会の意見を求めるものです。

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、宝坂安喜雄氏の辞任に伴い新たに藤原一彦氏を選任したいので、本議会の意見を求めるものです。

議案第31号 町道の路線認定につきましては、三田線及び三田中田線について、新たに町道として認定するものです。

議案第32号 町道の路線変更につきましては、駅裏線にふれあい橋を追加するため変更するものです。

議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、薪ボイラー導入事業、間伐促進支援事業、図書館整備、LED防犯灯設置事業及び住宅改修事業について新たに追加するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明が終わりました。

これから、日程第5、議案第1号 専決処分についてから日程第17、議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての13議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第1号 専決処分についての補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案書の1ページをごらんください。議案第1号 専決処分について。平成25年12月27日をもって専決処分をさせていただいております。

議案書の3番目でありますし、資料概要の1ページをごらんいただきたいと思います。

います。智頭町税条例の一部を改正する条例につきましては、寄付金控除額の拡大であります。主に町民税を対象としたものでありまして、改正内容につきましては、特定公益増進法人、認定NPO法人等に対して行いました寄付金についても税額控除の対象として、平成26年以降の個人町民税から適用するというものであります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案書7ページ及び概要の1ページをごらんください。議案第22号 智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

智頭町おためし住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法の第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の8ページに条例案を掲載しております。この中で、目的及び設置。設置につきましては、設置位置、智頭町大字郷原283番地18に木造2階建てで名称、郷原ほすぎの家として県外から智頭町へ移住を希望されている者に対して一定の期間、町での生活を体験できる機会を提供する施設として設置するものでございます。その他、3では管理、第4条では使用の許可、第5条では使用の制限を定めております。第6条の賃借期間として、おためし住宅の賃借期間は一月以上3カ月以内ということで定めております。ただし、管理者が特別に必要があると認めるときは、施設の管理上、支障がないときはこの限りではないということとしております。第7条では使用料を定めております。住宅使用料一月当たり3万円、なお一月未満の端数があるときは日割り計算をすることとしております。その他、第9条として、この条例の規則に関し必要な事項は別途規則で定めることとしております。

この条例は平成26年4月1日より施行することとしております。以上でござ

います。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 第6条の貸付期間ですね、原則として三月以内ということですが、あと特別な事情とか次に申し込みがないときに、その人が希望したときにはという、多分そこら辺が適用除外になるんじゃないかなと思うんですが、複数の人の申し込みがないときに、初めに申し込みがあった人がそういう状況で継続してもう少し住んでみたいというときもそういう延長の対象になるという、そういう捉え方でいいんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） このたび設置する住宅につきましては、その目的をおためし住宅ということにしておりますので、なるべくたくさんの方に智頭の木造住宅を体験していただくということを主眼にしており、この条例の中で一月以上三月以内ということにしておりますが、先ほどご指摘のように、その間に入居の希望がないと、空きが認められるという場合につきましては、さらに3カ月の延長を認めるという方向で構成をしておりますので、最長で半年、6カ月間の入居は認めようということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにございませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 第3条で、管理者は町長とするということですが、運営はどこなする予定なんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 3条で示しておりますとおり、施設の管理者は町長ということでございますので、直営で町が運営するという方針でございます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 例えば土日の問い合わせ等はどのように対応されるんですか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） そのあたりの詳細につきましては規則並びに内規で定めるということでございますけども、当面は、ここの条例に記載しておりますと

おり、一月以上ということで月を単位としておりますので、先ほど議員の土日の
ということがございますけども、その1日限りの使用ということは現在のところ
想定しておりませんが、土日につきましても……（発言する者あり）申し込みで
すね。失礼いたしました。土日の申し込みにつきましても職員のほうで受けてい
きたいということで考えております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） この施行に際し必要な事項は規則で定めるということに
なってますね。その規則というのは既につくっておられるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現在、規則につきましては作成中でございます。そ
の規則の中で詳細な事項を定めることとしております。なお、規則に定める事項
としては、目的、使用の申請、使用の許可、契約、借用期間、使用料、使用者の
遵守事項、行為の制限、貸し付け許可の取り消し、住宅の明け渡し、立ち入り、
設備の特殊備品の搬入、事故免責等について規則の中で定めることとしておりま
す。以上です。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 規則が固まり次第我々に説明していただきたいと思いま
すが、使用料は3万円ということなんですけども、この中には電気、水道とかな
んとか含まれるみたいなことも、どのように理解したらいいのか、この条例だけ
ではちょっとわかりづらいものがあるんですが。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） ただいま光熱水費が使用料に含まれるかということ
でございますが、これについては使用料の中には含まれません。光熱水費は実費で
徴収するということでございます。その理由としましては、使用料の中に光熱水
費を含めると旅館業法に抵触するということがございますので、この事業の中
で使用料と光熱水費は別なものということでご理解をいただきたいと思いま
す。以上です。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 規則が定まり次第、説明をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） ほか、ございませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 6条にて、賃貸の期間は1カ月以上3カ月以内とするとは掲載されているものの、第7条で1カ月未満の端数があるときは日割り計算とするとしております。ということは、1カ月未満で借りることもあることを想定されているんですか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 基本的には月単位のということですが、入居、退去の関係で一月以上で、その中に端数が含まれるわけですね、一月と10日いるとか、そういう場合に関しましては使用料につきましては日割り計算をさせていただくということですが、1日ということでお貸しするということでの想定ではございません。

○議長（谷口雅人） ほか、ございませんか。

1番、大河原議員。

○1番（大河原昭洋） この6条の1カ月以上3カ月以内ということですが、先ほどの説明で最長6カ月というふうなお話がありました。この建物に関しまして、これからずっと建物として使える期間全ておためし住宅として使用されるのかどうかということをお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 住宅の耐用年数としては25年等、木造であると思えますけれども、この住宅につきましては県の助成も受けております。あくまでもこの助成の目的に伴って県の助成期間を全うするためには8年という年数が課せられておりますので、少なくとも8年間につきましてはこの条例に沿って、この目的で使用する。それ以降の有効利活用につきましては、また地区の方等と、関係者と協議させていただいて、またこのおためし住宅の有効活用ということで検討をしてみたいと考えております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書10ページをごらんいただきたいと思います。議案第23号 智頭町褒彰条例の一部改正について。改正条例は11ページでございます。概要書のほうでは、説明のほうは2ページでございます。

第3条、功労表彰の被表彰者のうち5号に規定いたしております町職員及び7号に規定いたしております町立学校職員、この功労表彰につきましては、長年表彰規定から除外しておりますので、このたび条例の改正を行うものです。あわせて11号、12号はその通算規定でございますので、同じく削除するものでございます。それから12号につきまして、特別功労者の諮問等の措置に関する規定でございますが、これも現実にはこういう措置をいたしておりませんので、あわせて削除するというものでございます。以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） 議案書12ページをごらんください。議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。改正条例のほうにつきましては、13ページ以降でございます。概要説明のほうにつきましては、同じく2ページでございます。

第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、提案理由にもありましたが、人事院規則の一部改正によりまして、国家公務員の育児、介護を行う職員の早出遅出勤務につきまして、福祉の増進、公務能率の向上を図るための措置が講じられたことを踏まえまして、国家公務員に準じて改正を行うものでございます。

内容につきましては、15ページ、第8条の3、第1号でございます。14ページでございます。申しわけありません。小学校の就学始期に達するまでの子がある職員、小学校に就学している子のある職員であって別に定める者は育児また

は介護を行う場合の早出遅出勤務を加えるものでございます。

なお、手前の13ページの6条、それから8条、8条の2、それから15ページの8条の4につきましては、この改正によりまして準則に基づく改正を行うものでありますとか条文の条数が繰り下がりますので、そういったことで処置をしているものでございます。

それから、17ページでございます。第2条、職員の給与に関する条例の一部改正及び18ページの第3条、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、先ほど第1条で職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したことによりまして、条文を引用している、いわゆる条の番号を引用しているものがございましたので、17ページの第12条の5号、それから18ページの第2条の2号の中の条文の号数を改正したものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 職員の早出遅出に関する部分の質問ですが、これは町職員のだと思いますが、町立の施設の職員も同じことでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 町の職員が対象でございます。町職員です。町の職員が対象ということです。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 正職員が対象ですか。臨時であろうとも町職員の身分、町職員というのかどうかわかりませんが、臨時職員は対象では、臨時とか嘱託とか、そういう職員は対象ではないということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 臨時、非常勤等は対象ではありません。

○議長（谷口雅人） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

ての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そうしますと、議案書の20ページをお願いいたします。議案第25号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。条例改正は21ページでございます。説明のほうの概要は3ページでございます。

第2条中、文言の改正をいたしております。

第3条、町税の滞納処分事務及びその補助事務に従事したときの月額支給を、これを削除するものでございます。現行では日額支給ということで支給を行っておりますので、現在では月額支給というのは支給していないために、この部分については削除するものでございます。

それから、第8条中、税外収入等の徴収業務につきまして、徴収業務が生じるさまざまな業務に対応できるように見直しを行うものでございます。現在は第8条の1号から7号までということになっておりますが、この部分には例えば介護保険でございますとか後期高齢者医療の保険料、そういったものも現在ではありますので、そういうことを整理するために第8条の改正を行うものでございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほどの説明で特殊勤務に対しては改正前は月額支給となっていたものを、今では実態が日額支給になってるので、この月額を削除するという趣旨だというぐあいに説明を受けたんですが、それで間違いはありませんか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 従前から日額支給ということで支給いたしておりますので、ここで条例の整理をいたすものでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では、きょう改正するまでは本来月額だったんだけど、実態はもう日額でやってたと、それを条例を改正して日額にするんだということですね。既に実態は日額になっていたんだという、そういうことですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 特殊勤務手当自体が月額に率に反映させるということは非常に適切ではないという観点から、以前から、従前から日額ということで支給しておりますので、この月額支給については該当といたしますか、そういう支給はいたしておりませんので、このたび整理をいたしたところでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 本来ならそういう改正はそういう実態が発生したときにすべきではないですか。そこら辺、今、条例ではそうなってるけど実態はそうだから、今の実態に合わせてそうするということでは、本来この条例の改正の時期の是非というものが何か少しおかしいような気がするんですが、そこについてはどうお考えですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 特殊勤務手当全体の見直しを行った中で、ここの部分を削除したものでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私の言ってるのは、本来なら条例に沿ってやっていることが、条例では月額支給となっていたんだけど実態が日額支給になっているんだと、だから今現在ではこの月額支給というものが無いので、ここで改めて月額支給を削除するんだというのがこの提案の趣旨ですね。だったら本来こういう条例の改正というものは、実態が変わったときにこういう提案をしてくるのが妥当ではないかというのが私の質問の趣旨なんですが、そこはどうですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） このたび改正を行う際、この条文がありましたので、それを削除するものでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） どうも議論がかみ合わないんですが、今回の提案された趣旨は、もう実態がそうでないので条例を改めてその実態に合わせるということですね。ですから、本来こういう改正の提案というのは、そういう条例と実態がそぐわない状況が発生したときに提案すべきではなかったのかと私は言ってるので、そこについての見解がどうですかということをお聞きしたいのです。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） その点につきましては、このたびそういうことが発生

しましたので、先ほどから申しましたとおり、この特殊勤務手当の中身を総合的に精査したもので、ですから当時、いつの時点かわかりませんが、こういうものが既に支給されなくなっていたということが残っておったものですから、このたびあわせてこういう部分を整理したものでございます。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 0 時 59 分

○議長（谷口雅人） 再開します。

日程第 10、議案第 26 号 智頭町税条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第 26 号 智頭町税条例の一部改正について。資料の 23 ページ、そして 24 ページをごらんいただきたいと思います。概要資料は 3 ページであります。

このたびの地方税法、そして地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴いまして、町民税におけます公的年金からの特別徴収制度の見直しがされました。これは町外転出者などの特別徴収方法の見直しに伴うものであります。また、金融所得課税の一体化に伴いましての見直しも含まれてございます。この内容につきましては、寄附金税額控除における特別控除額の特例の整理であり、また株式等に係ります譲渡所得等の分離課税の解除、あるいは上場株式等に係る損益通算及び繰越控除の対象範囲の拡大についてであります。

24 ページにその改正条項、第 47 条の 2、これが公的年金からの特別徴収制度の見直しに係る事項であります。以下、金融所得課税の一体化に伴う見直しにつきましては、議案資料の 26 ページから 43 ページまでで附則事項として改正するものであります。

なお、一部につきましては、その他の所要の規定の整備を行うこととしており

ます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第27号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について。議案の49ページであります。また、資料概要の4ページをごらんいただきたいと思います。

前段の議案第26号の税条例の改正に伴いまして、町民税の金融所得課税の一体化に伴う見直し事項に関連しまして、このたび国保条例の一部を改正するものであります。

改正に当たりましては、附則事項の文言の整理を行うものであります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 議案第28号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について。議案では56ページ、説明書では4ページの下でございます。

智頭温水プールの会員で中学生以下の区分は今現在、週1コースと週2回のコースを設けて利用料金を定めておりますが、利用促進のために週3回のコースを新たに設け、利用料金を設定したものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、大河原議員。

○1 番（大河原昭洋） 週 2 回のを週 3 回のコースを新しく新設するという
ことで、これについて悪いというわけではないんですけど、やはりそういうふう
なニーズがあったというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） そういうことでございます。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 29 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書 57 ページをごらんいただきたいと思います。
議案第 29 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。八頭郡智
頭町大字大背 1216 番地、久本文恵、昭和 33 年 9 月 15 生まれ。これにつ
きましては、本年 6 月 30 日付で任期満了となりますので、再任をお願いするた
めに本議会の意見を求めるものであります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 30 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、58 ページをごらんいただきたいと思いま
す。議案第 30 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。八頭
郡智頭町大字福原 316 番地、藤原一彦、昭和 25 年 12 月 21 日生まれ。これ
につきましては、本年 2 月 28 日付で現在委員でありました宝坂安喜雄委員が辞

任されまして、新たに推薦を行うため本議会の意見を求めるものでございます。
以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 藤原さんの任期は4月1日から始まるということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 本議会の意見を求め、同意をいただきました後に法務省のほうに進達いたしますので、その後に任命をされるということで、4月1日ということはありません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第31号 町道の路線認定についての補足説明を求めます。

安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 59ページをごらんください。議案第31号 町道の路線認定について。議案説明資料の6ページをごらんください。

整理番号3434、路線名、三田線、起点、智頭町大字山根字橋本30番地1先、終点、智頭町大字三田字岸ノ下268番地先、重要な経由地はふるさと大橋。同じく路線番号3435、路線名、三田中田線、起点、智頭町大字三田字天王水949番地6先、終点、智頭町大字中田字清水ノ前568番地先、重要な経由地は淀ノ谷橋、それから智頭町ライスセンター。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第32号 町道の路線変更についての補足説明を求めます。

安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 60ページをごらんください。議案第32号 町道の路線変更について。議案説明資料7ページです。

整理番号2138、路線、駅裏線、新旧の別、旧、起点、智頭町大字藤ノ木河原1827番地1先、終点、智頭町大字大地戸2625番地1地先、重要な経由地は国民健康保険智頭病院です。新旧の別で新で起点、智頭町大字藤ノ木河原1827番1先、終点、智頭町大字大地戸2625番1地先と智頭町大字智頭字清右衛門田2055番地9、主な経由地は国民健康保険智頭病院と新たにふれあい橋が含まれます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案第33号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について。議案書の62ページから69ページ、議案等説明資料の8ページをごらんください。これにつきましては、新規事業等について、智頭町過疎地域自立促進計画の内容を見直すためのものがございます。

自立促進施策区分の産業振興におきまして、智頭温泉プールの熱源として薪ボイラーを整備することについて追加するものがございます。また、間伐促進における所有者負担を軽減するため、間伐促進支援事業を追加するものがございます。

施策区分の教育の振興におきましては、現有の図書館が2階にあり利用者に不便をかけているため、新たに図書館整備を追加するものがございます。

施策区分のその他の地域の自立促進に関し必要な事項につきましては、地域活性化基金の用途内容に防犯環境の整備のためのLED防犯灯設置補助金を追加するものと、あわせまして定住促進のための智頭町住宅改修事業を追加するものがございます。

以上の5事業を新たに過疎地域自立促進計画の中に追加するものがございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 図書館整備についてですが、いろんな町民の方からの要望がある中で、これからの図書館整備、いま併設で2階である、これを利便性を改善したいということをやっているんですが、これから整備する中で、これを単独の図書館としてやっていくのか、またこれまでどおり併設でどこかの1階に移してやろうとするのか、そこら辺の大きな方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 図書館にあっては、今は総合センターの中の2階ということで、複合施設の中にあるところですけども、これを方針としては単独の施設で設けたい、そのように考えております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） あとは、町長の提案理由の中にもあったように、29年度を目途としてこれから計画をすると。場所についても選定と、それから基本的には単独でやっていきたい、そういうことですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） まだ詳細のほうは決まっておりませんが、来年度検討委員会を設けてその詳細を決めていきたいと考えております。先ほど申しましたように、29年度を目途に整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） あと、町民みずから居住する住宅改修ですね、これをこれから過疎計に上げていくんですが、これに対しての要件はないんですか。これまでは住宅助成に対しては45歳以下の人とかというようなある程度の条件があったんですが、ここについての要件的なものはどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） これは、今まで住宅の新築、改修ということでは若者世代を対象にするということを要件にした事業をしておりましたが、引き続き住み続けていくためのリフォームに対する助成ということでございまして、要件に

つきましては、助成の対象となる工事、それから対象から外れる工事ということで細かく詳細に補助対象となる工事というところの内容を詰めておりますので、主には増築、増改築ということでございまして、住居に関するところ、そこを引き続き住んでいただくための助成ということを主眼としているものでございます。条件の一つとして、町内業者による施工を対象とするということで考えております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 対象事業が増改築、リフォームということで、大体範囲がわかりましたが、あとは要件として、これまでは年齢制限的なものがあったんですが、今回は基本的には年齢制限的なものは考えてないというようなことよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） これにつきましては、年齢制限を設けるということとは考えておりません。一つの考えとして、子育て世代に対する助成ということで、15歳未満の家族のいる者の世帯及び3世代同居というところにつきまして、助成金額につきまして一定の優先を考えたいということでおりますので、年齢的な条件を設けるということとは考えておりません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では次に、この温水プールの熱源として、薪ボイラーということですが、これまで温水プール、指定管理でやってたんですが、この設備についてもこれまでと同じように指定管理で新たに加えていくというような考えでしょうか。そこら辺の管理についてはどのように考えるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 指定管理のほうにつきましては、今後も、導入後も引き続き指定管理でさせていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 熱源の管理という場合、薪の投入でありますとか機械自体の管理が出てくると思いますが、機械自体の管理につきましても現在指定管理でプールのほうが受け持っておられる時間帯のものにつきましては引き続き

きプールのほうで管理していただきまして、熱源の供給につきましては、新たな雇用を生みまして、そちらのほうで状況を見ていただくというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これまでは多分設備も含めて管理していただいたと思うんですが、今回その薪ボイラーを設置して、この部分については指定管理でなくて町のほうが管理・運営をしていくという考え方ということによろしいんですか。もう一度確認したいんですが。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 導入後の機械につきましては当然町のほうで管理はしていきますけども、その実際の運営に係る管理といいますのはプールのほうにいらっしゃる指定管理のほうでやっていただくというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号から議案第28号までの7議案及び議案第31号から議案第33号までの3議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第28号までの7議案及び議案第31号から議案第33号までの3議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第18．議案第2号から日程第29．議案第13号まで 12案
一括上程

○議長（谷口雅人） 次に、日程第18、議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算から日程第29、議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算の12議案の補足説明及び質疑を行います。

一般会計の予算の質疑については歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

一般会計予算の質疑については歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算、企業会計予算については歳入と歳出に分けて行います。

日程第18、議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算。

それでは、平成26年度当初予算の概要ということで、歳入から概略のみご説明させていただきたいと思います。お手元に配付いたしております平成26年度当初予算の概要という2ページものをごらんいただきたいと思います。これに基づきまして当初予算の概要の説明をさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。

平成26年度予算額総合計は76億8,600万円でございます。前年度と比較しまして11億6,700万円、17.9%の増ということでございます。

まず、歳入でございます。

町税につきましては前年度に比べて52万5,000円の微増を見込んでおり、7億2,300万円余りとしております。増減の主なものにつきましては、概要書の中段から下の段に増減一覧で掲げておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。町税のうち町民税につきましては、個人分を170万円余りの増収を、法人分につきましては620万円余りの減収を見込んでおり、町民税合わせて460万円余りの減収を、それから固定資産税につきましては約200万

円を、たばこ税は約320万円余りの増収を見込んでおり、先ほど申しましたように、町税合わせまして52万5,000円の増でございます。

次に、地方特例交付金等につきましては、4月からの消費税率引き上げに伴います地方消費税分の改正により1,040万円の増額を見込んでおります。

それから、地方交付税では、国の交付税削減が打ち出されておりますが、本年度の実績は約30億円程度であろうということで見込んでおりますことから、普通交付税、特別交付税とも昨年と同額の24億8,000万円ということで見込んでおります。

使用料及び手数料の270万円余りの減額となっております中には、住宅及びバス使用料が約210万円の減額ということでございます。

国庫支出金につきましては2,670万円余りの減額となっております。主な要因は、一番下の部分に国庫支出金の枠組みがございますが、中学校改築に伴います学校施設環境改善交付金、1億4,700万円余りが減額に、また町道改良など社会資本整備総合交付金、これが約7,000万円、それから新たに給付措置が決定いたしております臨時福祉給付金及び子育て世帯給付金合計で約4,000万円の増、それから美しい森林づくり基盤整備交付金などが増額となっております。

続きまして、県の支出金につきましては、中段の右側のほうに枠組みを載せておりますが、それぞれの新旧の事業の結果、3,400万円余りの減額となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金、昨年度と比べまして2億5,000万円足しまして7億円を、また中学校改築に伴います教育施設整備基金から約1億5,000万円を、さらには国の交付金を積み立てました地域の元気臨時交付金基金から3億3,000万円繰り入れるようにしております。

繰越金につきましては、前年度8,800万円でありましたものを新年度は5,500万円ということで、3,300万円の減額をいたしております。

最後に、町債でございます。町債につきましては、臨時財政対策債が1,880万円の減額を見込んでおります。臨時財政対策債を除きます町債につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴います緊急防災・減災事業債充当を6億8,220万円、その他、過疎債ハード・ソフト事業の充当分合わせまして調整いたしました結果、6億6,130万円の増額ということにしております。

続きまして、予算概要の2ページでございます。歳出の状況でございます。性質別歳出の概要をご説明いたします。

まず、人件費でございます。4,900万円余りの減額となっております。この資料の中ほどから下の欄に増減一覧で掲げておりますので、それもあわせてごらんください。職員給につきまして、退職・採用によります新陳代謝分、それから退職に伴います退職手当組合特別負担金であります。それぞれ減額となっております。

次に、物件費につきましては、あたご保育園の入園児の増に伴います臨時保育士の賃金といたしまして770万円余り増額となっております。

扶助費につきましては、自立支援医療費等の給付費、特別医療費助成、児童手当給付金が減額となっております。

続きまして、補助費等でございます。新規事業としまして4事業ですが、まず小規模高齢者集落等が移住者を受け入れ地域の活性化を図るための地域プラン活動の支援を行う若者定住等による集落活性化対策事業、それから次に定住促進のための小規模の住宅改修への助成補助、それから暫定的・臨時的措置として給付される臨時福祉給付金の給付、さらには間伐の促進を図るため事業費補助の上乗せを行います間伐促進支援事業を計上いたしております。事業の拡充といたしまして、森林経営計画策定に係ります森林整備地域活動支援交付金及び美しい森林づくり基盤整備事業交付金の増額をいたしております。また、町内での消費を促進し地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券発行に要します経費として商工会補助金の増額などが主な増額の要因でございます。減額となっておりますのは、病院事業会計繰出金、緑の産業再生プロジェクト事業補助金、東部広域消防費負担金の減額などによりまして、全体では4,570万円余りの減額となっております。

次に、普通建設事業でございます。じん芥処理事業としまして智頭クリーンセンター解体事業費1億5,200万円余りを、それから防災行政無線デジタル化事業では約6億7,000万円余りを、また木の宿場プロジェクト推進事業では温水プールの熱源としての薪ボイラー導入に伴います経費として約6,700万円余りを、公共林道事業としまして2路線の改良を計画しておりまして、この事業費5,200万円余りをそれぞれ増額しております。また、緑の産業再生プロジェクト事業につきましては森林境界明確化及び林業機械整備としまして2,4

00万円を、智頭小学校管理事業ではエアコン整備及びグラウンドの排水工事といたしまして2,400万円余りを計上し、全体では9億590万円余りの増額となっております。

積立金及び貸付金につきましては、過疎債ソフト事業を活用した定住促進基金の積み立てとして1,000万円の増額を、その他、地域活性化基金積立金及び制度金融預託金は減額措置をしており、全体では約1,000万円余りの減額となっております。

最後に、繰出金につきましては、介護保険サービス事業特別会計繰出金としまして、智頭心和苑等の施設整備に要しました起債償還金について運営基金を取り崩して財源としておりましたが、基金残額が減少したため、今後の運営等に支障を来すことも考えられますことから、一般会計からの繰出金として新たに措置しております。また、上水道事業会計繰出金及び公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、智頭テクノパーク上下水道施設整備費として繰出金を計上しております。そのほか特別会計への繰出金合わせて3億9,860万円余りの増額となっております。

概要の3ページ目は目的別歳出の状況でございます。先ほど2ページ目で性質別歳出の状況で説明いたしましたので省略させていただきます。

4ページ目は基金、公債費、起債残高の状況です。基金につきましては平成25年度、この3月補正後の積み立て、取り崩しによる基金残高が26億9,500万円ということでございます。公債費の状況につきましては、新たに借り入れるもの、償還金額差し引き13億4,300万円増の67億9,000万円が起債残高ということでございます。

簡単ではありますが、歳入歳出の概略を終わります。

続きまして、平成26年度の智頭町当初予算主要事業につきましては、お手元にこれも配付していただいておりますが、総合計画に基づきます四つの基本理念ごとに各事業を取りまとめております。一つには「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」の中での主要事業、それから「安全・安心で住みよいまちづくり」の主要事業、3番目に「充実した教育によるまちづくり」ということでの主要事業、最後に「みんなでつくる元気なまちづくり」での主要事業というふうにしております。この主要事業の詳細につきましては、後日開催されます予算特別委員会で詳細について説明させていただくことにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の予算、町長の提案理由の中でもあったように、積極的な予算です。今町の置かれている閉塞感を脱却するためにはこういう予算も必要なのかなと思うんですが、しかしこの歳入の状況を見たときに、基金からの取り崩しですね、基金からの取り崩しと町債、その二つで約30億円、今回の76億円の総額から見ると約40%弱がそういった基金の取り崩しや町の借り入れによって賄われているという、非常に積極的でありながら財政的には将来にちょっと懸念を残すような状況ではないのかなと思うんです。そういった中でやはり事業の見直しといたしますか、旧来というか、今回も主要事業の中で新規事業というのはたくさん目につくんですが、やはり事業をするときにスクラップ・アンド・ビルドということをしかりやった上でやっていくということをししないと、どうも新規事業は目につくんですが、こういうものをしかり整理しましたという部分が見えてこないんですが、そこら辺についてはどのようにそういったスクラップ・アンド・ビルド的なものを見直しをやったんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） まず、平成26年度には必ず必要であろうという事業で先ほど議員ご指摘のように繰入金なり町債をもって大きな事業をやっていくんだということで取り組んで査定をしてまいった中で、その中で、ご指摘のようにスクラップ・アンド・ビルドというような形でのご質問ですけれども、今回廃止した事業というのは確かに、この事業を廃止しましたというのはございません。ただ、中身ではやはり事業を、平成26年度にこれだけの大型の事業をするに当たっては、それぞれの実施してきた事業、全て見直しを行いながらこの予算編成をいたしました。その結果で27の事業につきましては、やはり見直しといたしますか、中身の、例年ベースの事業費じゃなく、見直しを行いながら新たに発生した新しい事業に充当できるようにということで精査をいたして、この今回の当初予算ということで計上いたしましたものです。ご指摘のように廃止事業が幾らあって新たに構築したのが幾らということは、新規事業につきましては15事業、それから拡充は5事業ということで、主要事業を見ていただければそういうふうに乗っ

てるんですが、あくまでも廃止という部分では、整理統合いたしたものは中に3事業ほどございますが、ほぼ例年ベースから減額をしながら新たな予算組みをつくっていったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） たしか私は昨年と同じ趣旨の質問したところ、やはり見直しというか廃止したような事業はほとんどなかったという返事でした。

例えば国からの交付金とか町の税収がふえていくときには当然事業の項目を幅広く広げていくというのも、多分それはありでしょうけど、やはり将来の財源が厳しいと見込まれるときには余り間口を広げていくのはどうなのかなど。見直しをせずに新規事業をどんどんどんどんつくっていく。今度は予算が、財源が減少したときには当然縮小していかにかいけんわけですので、そこら辺の将来のことも考えてしっかり事業の精査をしていくということが必要なのではないかなどいうぐあいに私は思います。あとは詳しいことは予算委員会等で質疑をさせていただきます。

もう1点、基金の現状の中で、25年度末で26億9,000万あるということですが、これはがんばる交付金の補正で積み立てたというものもこれは含まれているという見方でよろしいのですか。ここの意味合いをちょっと教えてください。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 平成25年度に積み立ていたしますものは、現在計上しておりますのは定住で1,000万、それから地域活性化で3,000万、元気臨時交付金で3億6,000万、合計4億1,700万円を計上、積み立てるというものでございまして、取り崩しにつきましては、財調が7,900万円、教育が8,200万円、定住が約4,000万円ということでの差し引きしたところでの26億9,500万円が基金としてあるということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ここでは、このグラフで、形で見ると約2億円強ふえているんですが、実態を見るとほとんど、やりくりを努力してというよりも、国からの交付金等を積みましたものが基金として残ったから、結果としてふえてきたんだという形になる。実質的には24年度より減っているという見方のほうが正しいのではないですか。そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど説明させていただきましたけども、本年度取り組みするものは、現在までに積み立てております財調から約7,900万円、これは取り崩しの予算を計上しております。それから、もともと教育基金からは8,200万円ということで計上させていただいております。それから、定住につきましても、あくまでもソフトを積み立てて、過疎債のソフトを積み立てて、基金として運用していくんだということで、その中で定住施策の4,000万を崩すんだということで、そういうふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私が聞いているのは、ここで年度で見ると、24年度から見て2億円ふえているんだと。数字ではね。でも実際にはがんばる交付金というような3億8,000万という大きな数字が形の上では基金残高で加わっているの、そういうものを引くと、実質的には24年度より減るという見方ができるのではないかということを知っているんです。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 確かに数字上そうでございますけども、特別交付税等入ってまいりますので、そういった部分では基金が減っておるんじゃないかという、計算上はそうなるかもわかりませんが、実質には基金のほうは減らないということで理解いただきたいと思えます。

○議長（谷口雅人） ほかがございませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 総務課長に、ここで急な質問ですので、予算委員会で結構ですので、詳細をちょっと教えていただきたいと思えますけれども、先ほど同僚議員が言いましたように、自主財源は約30%に近い自主財源。中身はやっぱり繰入金相当のウエートを占めるということで、このままいきますと、今回の歳入も殊さらながら、将来を踏まえて、地方自治体の力いっばいの国に対する要望も必要ではないかというぐあいに思っています。

そこで質問をいたしますけれども、政府は、国は、合併特例債の期限を延長したり、それから支所数に応じた交付税の配分の増加を考えたり、さらに地方財政の悪化に配慮した交付税の別枠加算1兆円、これもやめようという話が出てましたですね。今、予算国会が行われていますので、結果はわかりませんが、

今言いましたような国の政策が続くと、しっかりと頑張ってきた単町の自治体の歳入の、いわゆる財源が、大きく額が絞られるんじゃないかというふうな非常に将来を踏まえた心配をしています。したがって、智頭町議会も当然、それが事実であるならば、要望していかねばなりませんけれども、行政として、いわゆるそういう働きかけが要るのではないかと、必要になるのではないかとというようなことがあります。したがって、今言いましたような問題について危惧をしますので、今の国会の審議の中でそういうものがあるのかないのか。こういうのは見直されたというようなことにつきまして、忙しいさなかですけれども、説明をしていただきたいなど、こうぐあいに思います。

○議長（谷口雅人） 執行部。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） ご質問の中での合併特例債の延長という、支所数に応じた延長というような、そういう国のほうでは議論がなされて、それもほぼ決定というようなことをございます。実は鳥取県の自立を目指すサミット、10市町村が入っております。もちろん智頭町も入っているわけですが、昨年の12月でしたでしょうか、連名で国のほうに対して、単独での市町村がそういう国に対しての要望書を出したということも、事実そういう行動も行ったところをございます。その点につきましては、そういう行動も起こしておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） わかる範囲でいいですけども、その影響を危惧しますので、状況がもしわかるようでしたら、特別委員会の席上で、そちらで結構ですので、教えていただきたいと、こういうぐあいに思います。それでよろしいです。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういう情報がわかるようでしたらまた特別委員会のほうで説明はさせていただきますけれども、現時点ではちょっとわかりかねております。

○議長（谷口雅人） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、消防費から予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番(中野ゆかり) 戻ってもいいんですよね。

○議長(谷口雅人) どうぞ。ページ数を示してください。

○5番(中野ゆかり) 当初予算説明資料でもいいですか。の4ページ、まちづくり推進費ですが、よろしいですか。

○議長(谷口雅人) はい。

○5番(中野ゆかり) 当初予算説明資料4ページ、アドバイザリー委託料300万円、これ、補正予算にもかかわるのですが、補正予算では200万円使っておりません。このたび300万円計上しているのは、もう既に業者は決まっているのでしょうか。

○議長(谷口雅人) 執行部。

岡田企画課長。

○企画課長(岡田光弘) 26年度につきましては、現在、外からの目でアドバイザリーをいただくということで、業者につきましては選考中ということでござ

います。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 前回、3月、当初予算でも同じことを言われておりました。前回、アマタさんの契約のときは、とても町に対して貢献されていたので、このたびもこのアドバイザーの予算はとっているけれども、アマタさんではなく、別の業者を選考する予定であるというような説明を受けたのは1年前です。それが200万円だったにもかかわらず、それを使わずに、このたび300万円にアップした予算を計上しているじゃないですか。それで、今から選考しますというような説明であれば、また同じことの繰り返しではないのかという不安視をしているわけなんです。その点、どのような考えを持ってこのアドバイザー契約を執行していくのか。このところをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 25年度につきましては、結果的に業者委託というところまで至りませんでしたけれども、26年度、仕切り直しということで、具体的な業者も念頭に置いて選考しているという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第3号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億3,511万7,000円とするということで、ページでいきますと132ページです。世帯数がことしの1月31日現在1,229世帯です。被保険者が2,115人の方の国保事業に係る経費をのせております。詳しい内容につきましては特別委員会のほうで説明させていただきたいと思いますが、保険料給付費が大体6億で65%、それから、後期高齢者医療に係る支援金が1億600万ということで11.4%、それから、介護保険に伴う給付金ということで、5,500万余りということで5.9%、それから、共同事業ということで、高額療養費に係るものについて出すものですが、

1億2,000万ということで11%余りということの支出になっております。

それから、費用のほうにつきましては、139ページから144ページになりますが、今申し上げました保険料等々に係る国保税、国庫支出金、共同事業交付金等を見込みまして、それから繰越金のほうにつきましては、他会計からの事務費の負担金でありますとかがندوقに係る経費等を見込みまして、収入を確定しまして、その残り分について、国保税、基金等を繰り入れるというものであります。今の段階では、20年度から24年度までにかけての4年間の実績見込みもあわせて支出のほうを決めましたので、その関係で、今までは基金を取り崩して国保税を引き下げておったわけですけれども、その関係で、基金が底をつくというような状況になりましたので、今の見込みとして、国保税、基金を調整して予算計上したものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20、議案第4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 議案第4号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計予算書159ページからごらんください。

歳入では、簡易水道施設18施設、専用水道施設4施設からの給水使用料と一般会計繰入金を計上しております。

歳出では、簡易水道施設、簡易水道費では、配水池におきまして、主に簡易水道施設18施設の月例水質検査手数料、また、残り1施設となりましたけども、水道整備事業償還元金、利子を水道普及費としまして、主に専用水道施設4施

設の月例水質検査手数料を計上しております。

以上で平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計、補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第5号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 予算書の166ページであります。議案第5号平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。それぞれ歳入歳出ともに868万3,000円で事業運営することといたしております。

まず、歳入につきましては、171ページをごらんいただきたいと思います。住宅新築資金県補助金といたしまして、この事業に係ります償還推進助成事業補助金をもって、25万9,000円でありますけれども、償還事務に当たっての歳入部分であります。また、諸収入といたしましては、貸付金の住宅改修資金、新築資金、宅地取得資金、この三つの貸付金からの償還金を見込んでおるところでございます。

172ページの歳出でございます。この三つの事業から一般会計への繰出金が償還される分としての貸付金が入ってくるわけですが、それを一般会計へ繰り出す予算措置を講じておるものでございます。あとは、貸付金に伴います償還金の割引料ということで、国に返す経費を見込んでおります。さらに、住宅新築資金の償還推進助成事業につきましては、償還推進に係ります担当者の人件費、あるいは一部事務費というものを計上してございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第6号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計
予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 173ページでございます。議案第6号 平成26年
度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算。

178ページ、179ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出それ
ぞれ1万4,000円を計上いたしております。これは、土地開発基金利子をそ
のまま積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第7号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の
補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第7号 平成26年度智頭町公共下水道事業
特別会計予算。

歳入であります。186ページをごらんいただきたいと思います。歳入にお
きましては、五つの予算項目から成り立っております。まず、主なものといたし
まして、分担金及び負担金であります。公共下水道事業分担金としまして300
万円を見込んでおるところでございます。

続きまして、使用料及び手数料でありますけれども、26年度は7,642万2,

000円をもって予算措置を講じたわけでございます。

繰入金であります。一般会計からの繰入金といたしまして、3億482万4,000円でございます。

繰越金におきましては300万円、地方債におきましては、公共下水道事業債といたしまして8,890万円でございます。

なお、繰入金の主なものといたしましては、これは町長の方針の中にも述べてございましたように、本年度、智頭テクノパークにおけます下水道の路管整備を行うこととしております。これに係る経費を歳入で計上いたしておるところでございます。

続きまして、歳出でございます。予算資料の187ページをごらんいただきたいと思えます。まず、総務管理費でございます。これは公共下水道事業に係ります職員の人件費、あるいは維持管理に伴う事務経費でございます。さらに、188ページでございますけれども、維持管理に伴います業務委託料、あるいは係る備品の購入費、負担金等を計上しておるところでございます。

188ページの公共下水道費の施設整備費でございますが、先ほど申し上げましたように、本年度は智頭テクノパークまでの間に下水道の管路を布設することとしております。これに係ります委託料、さらには工事請負費というものを計上して、1億6,017万1,000円を予算措置をしておるところでございます。

公債費におきましては、下水道事業長期債の利子及び元金を予算化しております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第8号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算。

まず、歳入でございますが、予算書の202ページをごらんいただきたいと思います。農業集落排水事業におきましては、町内5施設、浄化センターの維持管理に伴う経費を歳入として見込んでおります。まず、農業集落排水事業に係ります分担金でございますが、例年同様、24万円を予算化いたしております。2番目に、使用料及び手数料でございますが、4,912万1,000円を計上いたしました。使用料及び手数料として1万円。さらに、繰入金でございますが、2億3,593万5,000円を予算措置をしております。繰越金におきましては、200万円を予算措置をしております。さらに、町債におきましては、農業集落排水事業債といたしまして、1億250万を予算計上させていただきました。

続きまして、204ページ、歳出でございます。冒頭にも申し上げましたように、町内五つの農集施設におきます浄化センター、あるいは管路、マンホールポンプといった施設設備の維持管理に要する経費でございます。これに伴います職員の人件費、あるいは必要な需用費、役務費、委託料、負担金、公課費までが一連の予算として計上させていただきました。また、公債費といたしまして、下水道事業の長期債利子あるいは元金返済、これに伴う予算措置といたしまして、3億542万3,000円を予算措置をしております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第9号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 212ページをごらんください。議案第9号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ10億5,965万5,000円とする。65歳以上の介護保険の加入者、それから承認を受けた障がいを持っておられる方、合わせて智頭町では2,824名、これはことしの1月31日現在であります、その方々の介護保険に係る費用を賄うものであります。

217ページを見ていただきたいと思います。初めに、歳出のほうですが、保険給付費ということで、9億7,135万7,000円ということで、この予算の91%が保険給付にかかわるものです。それから、地域支援事業といいまして、加入しておられる方、それから一般の高齢者の方々に、予防事業に伴うその費用であります、これが4,500万余りということで、4.3%ということで、支出の主なものとしてはそういうものが上げられております。

それから、収入のほうですが、介護保険料、1人当たり1カ月5,480円ということで、3年間そういうことになっておりますが、収入としましては1億7,000万余り、14.2%、それから、国庫支出金2億6,000万ということで24.7%、それから、支払基金交付金ということで、2億8,000万余りということで26.7%、県の支出金1億5,000万ということで14%余りということで、保険給付費に合わせて収入が決まっておるものですので、収入をそういう形で見込ませていただきました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26、議案第10号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 237ページをごらんください。議案第10号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳

入歳出それぞれ8,599万6,000円とするということで、この会計は、智頭町の心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費、それから介護サービス運営事業の基金の積み立て、それが建物を建てた関係の起債償還に係る経費をこの事業で賄うものです。

収入のほうにつきましては、地方債の償還金につきましては、今年度より一般会計からの繰入金をもって措置させていただきます。それから、寄附金につきましては、社会福祉協議会のほうに貸し付けております金を返していただく、それから、寄附金として起債償還に係るものを4,400万余り寄附していただくというものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第11号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 245ページをごらんください。議案第11号 智頭町後期高齢者医療特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,068万5,000円とする。これは、後期高齢者、75歳以上の方、智頭町では1,751名の方がおられますが、その方々の医療費、広域連合を鳥取県のほうでしておりますので、その関係の保険料でありますとか安定化交付金というものを広域連合に納める会計の費用であります。

収入のほうにつきましては、町からの繰入金、それから後期高齢者の保険料をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をします。

休 憩 午後 2時19分

再 開 午後 2時30分

○議長(谷口雅人) 再開します。

日程第28、議案第12号 平成26年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長(萩原 学) 議案第12号 平成26年度智頭町水道事業会計予算について説明させていただきます。

平成26年度智頭町水道事業会計、1ページからごらんください。町長の方針の中でも述べていますように、今年度は主要な建設改良事業としまして、智頭テクノパーク水道施設造成工事としまして1億6,912万8,000円を計上しております。

では、19ページからごらんください。収益的収入及び支出としまして、収入では、営業収入としまして、主に、給水戸数1,025戸でありますけども、各家庭などからの給水使用料、営業外収益としまして、主に長期前受金戻入を計上しています。この長期前受金戻入は、このたび26年4月から新地方公営企業会計基準になり、それに伴い新たに設置される科目の一つでありまして、現金の収入を伴わない収入であります。

支出では、営業費用としまして、原水及び送水費、主に動力ポンプ電力料、水質検査手数料を計上しています。配水及び給水費としまして、主に配水管、給水設備修繕料を計上しております。総係費としまして、主に人件費、水道メーター検針委託料などを計上しております。

最後に、予備費でありますけども、歳入で言いましたが、新会計基準に伴い収

入に設置されました長期前受金戻入科目などにより増加しました金額を予備費として計上しております。

資本的収入及び支出としまして、冒頭申し上げましたように、建設改良事業としまして、智頭テクノパーク水道施設造成工事費1億6,912万8,000円を計上しています。

以上で予算書の補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 下水道のときにも聞けばよかったんですが、テクノパークに上水道を布設するということですが、現状ではテクノパークの区画整理がまだできてない状況なので、当然本管は道路沿いに引くと思うんですが、その団地内にどこら辺までこういう上水道を布設する予定でこの予算を組んでいるのか、そこら辺についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 水の関係で、現場というか、…ましかたけども、今ある…でありますけども、予定は、ちょうど町民運動場がありますけども、その裏を経由しまして、今のテクノパークでございますけども、新設の配水池を設置しまして、そこまでということで……。

済みません。敷地内には、今のところでは管は予定しておりません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回のがんばる交付金で布設するのは、道路沿いの本管のみという事業という捉え方でよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） のみという表現はどうかわかりませんが、そこまでの予算で計上してということでもあります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では、あとの分については、例えばこれから企業進出等

を予定したときに、敷地内の配管等、当然これも町でやらなければならないと思うんですが、そこらについては今後の課題だと、今回までの予算はあくまでも取水池から団地内を通して本管を布設するのみだという予算だということですね。

○議長（谷口雅人） 萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 具体的に申し上げていませんでしたけども、予定は一応135トン当たりで、戸数でいけば150戸当たりの規模を……。

（発言する者あり）

○議長（谷口雅人） 執行部。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 申しわけありません。実施設計の中で明らかにしてまいります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回予算を組んでいるということは、ある程度の積算に基づいてやっていると思うんですね。本管どのくらい、支管をどのくらいということで、このくらいかかるだろうという、多分そういう予定での設計していると思うので、どの辺まで今回の事業で布設していくのかということを知りたいので、今の課長の答弁では何か本管のみという、道路沿いの本管のみというように聞こえたので、今回の事業はそれまでかということを知っているんです。もし違うんだったらまた答弁お願いします。

○議長（谷口雅人） 萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 説明不足だったかもしれませんが、敷地内まで管は予定しておりまして、下水道と同じ考えであります。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 敷地内ということは、説明はわかるんだけど、今、区画整理ができてないのでね、どこが道路になってどうなるかということが具体的にわからないのに、そこら辺ですね。ある程度図面的なものをもって、今回はこの範囲まで布設するというような、そういった説明が必要だと思いますので、そういうのができ次第、出していただきたいし、本来なら当初のこういう事業費が、1億6,900万という事業費が出ているなら、本来はもうそれもできていて当たり前だと私は思うんです。それが示されないまま、何かちょっと説明が足りないのではないかなと思うので、まだできてないならできてないで、これから具体

的にそれをつくって示していくという、そういう答えなんですか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 萩原水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） そのとおりであります。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算につきまして、概要を説明します。

まず、平成26年度は、診療報酬の実質マイナス改定、消費税の増税、地方公営企業会計基準の見直しなど、病院経営には厳しい年度となります。智頭病院は地域医療の充実を目指し、入院から在宅まで医療、介護サービスを行いながら、365日24時間、救急医療体制を確保し、地域の方々に安心して暮らせるよう、安全な医療、介護サービスを提供してまいります。

1ページをごらんください。当年度の予算につきましては、1日当たりの患者数を一般病棟47.5人、病床利用率91.3%、療養病棟45.5人、利用率96.8%、介護老人保健施設44人、利用率97.8%、外来患者1日当たり200人を見込んだところ、病院事業収益18億3,910万9,000円、病院事業費用18億6,945万1,000円ということで、最終的な収支は、会計基準の見直しもありまして、当期純利益3,034万2,000円の赤字ということで見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第18、議案第2号 平成26年度智頭町一般会計予算から日程第29、議案第13号 平成26年度智頭町病院事業会計予算までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第2号から日程第29、議案第13号までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩をします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時44分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたので、報告します。

委員長に南 肇議員、副委員長に石谷政輝議員、以上のとおりです。

これから、日程第30、議案第14号 平成25年度智頭町一般会計補正予算(第7号)から日程第37、議案第21号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)までの8議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この8議案につきましては、本日、可否決定を行います。

日程第30、議案第14号 平成25年度智頭町一般会計補正予算(第7号)の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 議案第14号 平成25年度智頭町一般会計補正予算(第7号)であります。

そういたしますと、前もって配付いたしております平成25年度3月補正予算概要、3枚とじになっているものがござります。これをごらんいただきたいと思

います。これをもとに概要説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。表の左端の数字は補正予算書のページ数でございますので、補正予算書もあわせてごらんいただければというふうに思います。

それでは、概略の説明をさせていただきます。

全体的には、各種事業の実績に伴います補正でございます。

まず、概要書の1ページでございます。補正予算書では19ページでございます。議会費につきましては、決算見込みに基づきそれぞれ調整を行っております。

次に、一般管理費であります。職員手当及び庁用車燃料費を増額いたしております。また、共済費につきましては、これは旧恩給組合に係ります負担金でありますけれども、この追加費用というものがございまして、この率が1000分の65.3から1000分の55.2に改正となりまして、減額するものでございます。

次に、財産管理費につきましては、那岐駅舎の下水道接続に伴います負担金を計上いたしております。

それから、補正予算書では19ページ、20ページにわたります。まちづくり事務費につきましてはアドバイザー委託料を、それから行政情報推進費では、ほのぼのとの電話工事の関係の減額をそれぞれ措置いたしております。

移住定住促進事業につきましては、空き家再生活用事業の実績によります工事請負費の減額を、それから、UJIターン住宅支援事業の家賃助成の、これは増額でございます。それから、定住促進対策補助金として、住宅支援及び家賃助成の増額をそれぞれいたしております。

それから、百人委員会費、補正予算書では20ページでございます。自立と持続を推進するまちづくり交付金、これの実績に基づきます減額措置をいたしております。

地域活性化推進費では空き校舎等利活用推進事業のバス借上料の減額措置を、交通政策費、コミュニティバス運行事業では、それぞれ実績に基づきます措置をいたしております。

それから、補正予算書、同じく20ページでございます。町長の提案理由にもありましたが、地域の元気臨時交付金基金費では、国の交付金を基金として積み立てるものでございます。

補正予算書21ページでは、昨年執行しました町議会議員選挙の実績に伴う減

額措置を行っております。

統計調査費では、実績見込みに伴う措置をいたしております。

次に、概要書は同じく1ページですが、補正予算書では22ページでございます。社会福祉総務費ではタクシー助成の実績見込みによります増額を、それから、国民健康保険事業特別会計への繰出金につきましては決算見込みに基づく措置でございます。

障害者福祉費では制度改正に伴いますシステム改修委託料及び補装具の実績に伴う増額を、また、障害者福祉費は実績見込みに基づく給付費の減額をそれぞれ措置いたしております。

続きまして、概要書が2ページでございます。特別障害者手当等支給事業につきましては、実績に伴います減額措置を行っております。

それから、老人保護措置費では委託料を、次の次の後期高齢者医療連合負担金、それから介護保険事業特別会計への繰出金及び特別医療費につきましては、それぞれ決算見込みに基づきます減額措置でございます。

次に、補正予算書では23ページでございます。母子父子福祉費では母子生活支援施設入所扶助費及び児童扶養手当を。それから、その次の児童手当給付費につきましてもそれぞれ実績に基づきます減額を措置いたしております。

それから、生活保護総務費では実績に伴います減額を。補正予算書24ページ、生活保護扶助費では医療分の扶助費について実績見込みに基づきます増額をそれぞれ措置いたしております。

次に、概要書は3ページでございます。補正予算書は同じく24ページです。予防費では予防接種委託料を、それから母子衛生費の妊婦保健相談事業では特定不妊治療助成費を、それぞれ実績見込みに伴います減額措置をいたしております。

それから、健康増進事業費の健康診査事業及び後期高齢者等健康診査事業につきましては、実績に伴う減額措置をしております。

保健センター管理費につきましては、保健センター蓄電池の修繕料、それから燃料費及び光熱水費の増額措置をしております。

次に、補正予算書25ページでございます。じん芥処理費につきましては一般廃棄物の焼却委託料の実績見込みに伴います減額を、それから合併処理浄化槽設置事業につきましても実績に伴います補助金の減額をそれぞれ措置いたしております。

上水道事業費の上水道事業会計への繰出金につきましては、決算見込みに基づく措置でございます。

それから、病院施設費につきましては、国県補助金及び交付税の額の確定によりまして財源の更正を行っております。

次に、補正予算書26ページでございます。農林水産業費、農業振興費につきましては、鳥獣等被害防止事業につきまして、イノシシ等被害防止施設補助金の実績に伴います減額措置をしております。

それから、地域農業振興プラン支援事業につきましては、チャレンジプラン支援事業、青年就農給付金、集落営農バックアップ補助金、就農条件整備事業及び経営体育成支援事業を、また、中山間地域等直接支払交付金事業の交付金につきましては、それぞれ実績に基づきます減額措置をいたしております。

概要書は4ページです。それから補正予算書は25から26ページにわたります。ホンモノの農産物づくり推進事業につきましては、地域おこし協力隊に応募がなかったことによる社会保険料、賃金等の減額のほか、ホンモノの農産物づくり応援事業等の実績に基づく減額措置をいたしております。

続きまして、補正予算書27ページでございます。土地改良施設維持管理事業につきましては事業費の確定に伴います工事請負費を、それから畜産業費では牛舎の整備が無執行によりまして、それぞれ減額措置をいたしております。

農業集落排水事業の繰出金につきましては、決算見込みによる措置でございます。

補正予算書は28ページにもわたりますが、林業振興費につきましては、森づくり作業道整備事業補助金について、県の事業費の確定によります減額措置をいたしております。

森林セラピー事業、智頭町まるごと民泊事業及び智頭百業学校事業につきましては、それぞれ実績見込みに伴います減額措置をいたしております。

同じく28ページ、県営林道事業につきましては、実績見込みによる負担金の増額措置をしております。

商工振興費では貸付金の実績に基づき減額を、それから観光事業では地域おこし協力隊の応募がなかったことによります社会保険料、賃金等の減額を、それから、補正予算書29ページですが、観光施設管理事業では、那岐駅トイレの下水道接続に伴う負担金をそれぞれ措置いたしております。

同じく29ページ、土木費でございます。土木総務費につきましては、これも提案理由にもありましたが、土地開発公社の経営健全化を図るため、不良債務を計画的に解消することとし、土地開発公社に対する補助金を計上いたしております。

道路維持費につきましては、これも提案理由にもありましたが除雪委託料の増額を。それから道路新設改良事業及び社会資本整備総合交付金事業につきましては、県土木事業負担金の確定でありますとか社会資本整備事業費の確定に伴います減額措置をしております。

次に、概要書は5ページでございます。補正予算書は30ページでございます。都市計画費につきましては桜土手街路灯修繕に要する経費の増額を、それから下水道事業費では公共用水道事業特別会計への繰出金につきまして、決算見込みに基づき減額措置をいたしております。

住宅管理費につきましては、改良住宅の修繕料を増額いたしております。

非常備消防費につきましては消防団員の退職報償金の実績に基づく減額措置を、防災費につきましては、これは31ページですけれども、本年度から着手しております防災行政無線デジタル化に伴います設計・測量委託料の入札による残といえますか、減額を、また、提案理由にもありましたが、国の経済対策に伴う防災行政無線と連動した緊急地震速報など瞬時に周知する警報システム、J-A-L-E-R-Tですが、この導入による経費を措置いたしております。

同じく補正予算書31ページでございます。事務局費では、小・中学生の通学費の部分につきましては実績見込みに基づく減額を、国際交流事業につきましてはバス借上料の減額をそれぞれ措置いたしております。

小学校管理事業及び智頭小学校管理事業につきましては、ガス、灯油など燃料費の増額を措置いたしております。

智頭小学校の教育振興費につきましては、要保護・準要保護児童援助費の実績見込みに基づきます減額を、それから、補正予算書32ページ、中学校教育振興費では、要保護・準要保護児童援助費の実績見込みに基づきます減額をそれぞれ措置いたしております。

同じく補正予算書は32ページでございます。中学校改築事業につきましては、これも提案理由でも述べましたが、国の経済対策に伴います改築事業に係る補助対象経費を計上いたしております。

遺跡発掘事業では実績見込みに伴います賃金、それから社会教育施設費につきましては集会所職員の人件費をそれぞれ減額措置をいたしております。

次に、補正予算書33ページ、文化財整備活用費につきましては、豊乗寺国宝展の開催の延期によります……の減額措置をいたしております。

概要書は最後の6ページでございます。社会同和教育費につきましては、高等学校等修学奨励金及び就学支度金の実績見込みに伴います減額措置をいたしております。

学校給食費につきましては実績見込みに基づきます増額を、それから、体育施設管理費では賃金、清掃委託料の実績見込みに伴います増額を、それから、補正予算書34ページですが、工事請負費につきましては、グラウンドゴルフ芝生化の未施工によります減額をそれぞれ措置いたしております。

以上、補正総額合計9億94万7,000円の補正となっております。

歳入につきましては、補正予算書9ページをごらんいただきたいと思います。簡単に説明させていただきますが、ほとんどの歳入の部分では減額になっております。増額になっておりますのは、地方交付税の減となる普通交付税額として増額をいたしております。それから、国庫支出金では主には地域の元気臨時交付金及び中学校改修に伴います補助金の増額を、それから、繰越金では100%を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から災害復旧費と繰越明許費から地方債補正の5区分に分けて行います。

質疑に当たりましては、必ずページを示してください。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 町が今、教育債を、過疎債から義務教育事業債に変えているんですが、過疎債は将来7割が返ってくるという優位な債務ですが、この義務教育事業債というものについての条件はどのようになっているんでしょう。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 当初は過疎債で予定をしておりましたけども、今回、国の補正の学校施設環境改善対策交付金事業が過疎債は該当せずに、義務教債ということになりましたので、この有利な交付金を活用して、過疎債から義務教債に変更をしたものでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 従来は過疎債が適用できると思っていたけど、過疎債じゃあ適用にはならない。だから義務教育事業債に、こちらに振りかえるということで、条件的にはちょっと悪くなるという、そういう考え方でいいんですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 交付税の算入につきましては変更がありません。変わりはありませんので、義務教債のほうを適債事業として活用したというものでございます。補助金のほうはこの補正予算に乗ったほうが得ということの判断でございませぬ。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私が聞いているのは、補助金がたくさん出るということはいいんですが、借金の部分ですね。借金の部分を過疎債を予定していたものが、そちらが適用できなくなったという説明だったので、条件的には過疎債では7割が返ってくるので有利な借金だという認識だったけど、それが負担の多い借金になったという捉え方ができるのではないかとということで質問しているの、そういう捉え方でいいのですかという……。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 起債の借りる金額につきましては、過疎債から義務教債に乗りかえることによりまして、起債の借入額は減額になってます。ですから公債費の占める割合が減るということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私がちょっと聞きたいのは、過疎債では結果として3割の負担で済むという話ですね。この義務教育債では、その負担の割合が過疎債より多くなるのではないですかと、そこをちょっと聞いているので。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 負担の割合はほぼ一緒でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。歳入です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番(中野ゆかり) 先ほども質問させていただいたんですが、ちょっと聞き逃したので再度質問させていただきます。

19ページ、まちづくり推進費、委託料のアドバイザーー委託料を使わなかった、委託まで至らなかった理由をお聞かせください。

○議長(谷口雅人) 岡田企画課長。

○企画課長(岡田光弘) 当初、200万ということで、アドバイザーー委託料として計上させていただいておりました。1年を通じてどういうタイミングでどのように智頭町の課題にふさわしいアドバイザーーが受けられるかということで検討しておったんですけども、それらを整理して、26年よりということで整理させていただきましたので、結果として、25年には予算計上させていただきましたけども、25年に委託契約というところまで至らなかったということが実情でございます。

○議長(谷口雅人) 7番、岸本議員。

○7番(岸本眞一郎) 同じく関連してですが、当初も、同僚議員も言っていたように、ある企業にアドバイザーー委託をやったのを、そこを変更して、新規のところをお願いするんだという説明でした、25年当初にはね。ですから私たちとしては、当然、従来やってたところを変更するということは、新しいとこにほぼやれるという見込みのもとで予算をつけているのかなという想定だったのですが、今の説明では、そういう根回し的なものはできていなくて、新年度になってから新しく探したけど、結果として適当なところが見つからなかったという、そういう説明の捉え方でよかったですか。まずその確認……。

○議長(谷口雅人) 岡田企画課長。

○企画課長(岡田光弘) 今まで、24年度まではアミタ持続可能経済研究所に2年半にわたりまして、さまざまな観点で、アドバイザーー委託ということで、智頭町に有益な情報をいただきましたり、また、有利な助成制度、あるいは都市人材の派遣等で実績がございましたけれども、それにつきましては、24年、2年半、おおよそ3年ということでの締めくくりをいたしまして、また新たに新し

い形、今抱えている智頭町の行政課題につきましてアドバイザー委託を受けるという形で、アミタも含めまして幅広く検討をしておいたというところがございます。25年、1年あきましたけれども、26年度につきまして、見込みがついたということがございますので、結果として25年度のアドバイザー契約につきましては、予算計上はいたしましたけれども、契約までには至らなかったというところが実情でございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この土地開発公社の繰り出しです。先ほどのちょっと説明で抜けてたのではないかなど。聞き間違いでなかったら、ここの補足説明が抜けてたように思うんですが、この繰り出しの趣旨ですね。当然、土地開発公社の土地は町の指示で購入した土地であると思うんですね。それをまた町が買い取る。今回のこの補助金の趣旨は、その差額ですね、評価損といいますか、以前は土地が高かったけど、現在に至っては土地の評価が下がってきたので安くなったと、その差額に対するこれは補填金だという、そういう趣旨のこれは繰り出しと考えてよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、29ページ、土木費ですね。

安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 今言われたとおりでして、役場の裏の土地であります。そこの土地開発公社が持っている金額と、それから補助事業で買った金額との差額を今回補填するものです。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 本来、この土地開発公社のあり方については全国的に議論されているところでね、ほんで智頭町としてもほぼ時代的な役割を終えたのではないかな。今持っている部分については毎年利子がふえる分だけ赤字がふえていく。いっそ町のほうの指示で買ったのなら町が買い取って、公社の解散というような大きな方向性も考えるべきだと思うんですが、そういった大きな方向性が出てない中で、都度都度事案が発生したたびにこの損失の補填をして解決していく

という方向性なのか、そこら辺について、大きな方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 補助事業で土地等がある場合の、補助事業で事業計画があつて買い取る場合には、その分を今度、これからも差額分については補填していきたいということで、それが済んだら、それ以降については、内部の協議もありますけども、開発公社の解散というところに進んでいくのが相当ではないかと思っております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ちょっと細かいとこまで聞き取れなかった部分があるんですが、今回の部分は補助事業でやったのでこういう差額の補填をしたんだけど、今後については、これから土地開発公社のあり方等を考えていく中で考えていくという考えなんですか。そこら辺、もう一度お願いします。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 26年度事業でも駅裏のほうに公社の土地がありますので、その部分でも補填いうふうにも考えてますが、それが済んだらある程度方向性を見出して、協議していくというふうに……。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この開発公社のあり方は、町が考えていくのか、公社自体が考えていくのか、そこら辺の、どういう、両者がということになるのか、そこら辺はどのようなイメージで考えたらいいんでしょうね。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 今後のあり方については、これは執行部でなく、土地開発公社の理事会等で協議して、その中で決めていくものだというふうに認識しております。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、この件に関しましては、審議権はここではありませんので、内容については、岸本議員も公社の理事であるということの中で、改めてその場所は設定されるということですので、質問についてはここまでにとどめていただきたいと思います。

ほかございませんか。

8番、徳永議員。

- 8番（徳永英太郎） 24ページ、生活保護扶助費なんですけども、大幅な増額になっているわけですね。これは計画のほうの……で当初の見込みが甘かったというふうに認識してよろしいでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。
- 福祉課長（岸本光義） 新たに申請が出まして、その中に医療を伴う被保険者があったということです。甘かったということではなくって、新たな被保険者が、申請に来られた方が、病気の方が多かったということでご理解をください。
- 議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。
- 8番（徳永英太郎） 見込みはよかったんですけども、高額医療を伴ったり、そういうのが相まって予算が膨らんだということで理解していいんでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。
- 福祉課長（岸本光義） そのようであります。
- 議長（谷口雅人） 5番、中野議員。
- 5番（中野ゆかり） 24ページの母子衛生費の中の特定不妊治療助成費、実績に伴う減額ということですが、実績をお聞かせください。
- 議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。
- 福祉課長（岸本光義） 予算のほうではたくさん見ておったんですが、今、不妊治療を申請されておる方が1件ということで、1人の方が複数の申請をされておるということで、予算が残ったということです。
- 議長（谷口雅人） 5番、中野議員。
- 5番（中野ゆかり） 今の時代、かなり不妊治療を受けておられる方がふえてきている現状があります。それで、先日、1/0発表会がありまして、岡山県立大学のキシモトさんという方が山形地区の独居老人を対象に聞き取り調査をされたことの報告があったわけですが、その中の発言の中に提言がありました。それは、行政の事業というのは本当にいいことをしていると、ですけど住民側はその事業を知らないとか利用しにくいなどというようなことがあって、そのすき間を埋めること、仕組みができない、したほうがいいんじゃないですかというような提言がありました。まさしく、私、この不妊治療というのは、利用者が本当に困っているにもかかわらず、その情報を知らないということも多々あり得ると思うんです。また、本当に性に関することなので、相談もしにくい現状も考えられます。そういった意味で、このように予算を組んでいるにもかかわらず、1件しか

利用しなかった、できなかったということに対して、何か工夫であるとか検証というのとはされてきたんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 広報のほうにつきましては、インターネットとかで情報を流しておりますし、この制度自体は、県がというか、国が行っている事業ですので、ただ単に智頭町だけがやっとなという事業ではありませんので、周知のほうは今申し上げましたとおり、そういう形でさせていただいております。ただ、うちのほうとしましては、県の補助事業を受けた方を対象にということで申し上げておりますので、今はこういう状況だということでありまして、具体的にはまだ今のところは検証しておりません。必要とあれば検証させていただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 必要とあればではなく、ぜひとも検証していただきたいと思うんですね。

それで、窓口体制というのはどのような体制になっていますでしょうか。例えば相談者が来た。その後、どのような対応になっていますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 相談者は直接窓口には本人は来られません。電話での相談というか、保健師のほうに相談があって、こういうことを受けたいんだけどということでございますが、実際問題として、県のほうにはしておるけども、智頭町にはしてないという方もおられましたし、具体的にはですね。だからこちらのほうとしましては、あなた、受けられますか、どうでしょうかというようなことはなかなかそういう場では言うところではありませんので、今のほうとしましては、インターネットを通じての広報だけというか、そういうことでさせていただくということです。告知端末のほうでも流させていただいておりますが、今はそういう形でさせていただいております。相談がもしありましたら、うちの保健師のほうに相談をかけていただければ結構だと思います。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 一般質問みたいになってしまうので、ちょっと改めますが、まだまだ本当に患者の立場に立って考えてみてください。この制度を知るか知らないかでは本当に心も体も負担が全然違います。ですから、ちょっと個別に

相談とか提案には行かせていただきますが、本当住民の方のことを思ってこの事業をどうすればいいのかということをごひとも考えていただきたいと思います。改めて個別に提案はさせていただくようにします。以上にします。

○議長（谷口雅人） 答弁はよろしいですか。

○5番（中野ゆかり） はい。

○議長（谷口雅人） ほかがございませんか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 24ページの健康増進事業費なんですが、健康診断は町民の健康を守る上で非常に大切だと思っているのですが、その健康診査委託料で350万も残ってます。実績でこうなったのかもかもしれませんけれども、この残り方というのが住民の健診が少なかったのか、それとも、委託料ですから、智頭病院でされるのが多くって、何でしたかね、鳥取のほうから車が上がってきますね、ああいうのが少なかったというのか。そこの中身がどういうふうでこの350万が残ったのか教えてください。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） ここに数字を持っておりませんので、その中身につきましては、特別委員会なり、民生常任委員会のほうで説明させていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 調べてきますので、少しお待ちください。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 調べていただくということですが、実績として、健康診断の前年度までというよりも、ずっと年々上がっているのか、努力しているにもかかわらずなかなか上がらないのか、その辺はどういう状態になっていますか。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 努力はしておりますけれども、実際、実績が上がってないということです。この数字につきましては、決算書の中で出てくると思いますが、今のところ、数値を見ますと、大体去年と同じぐらいの受診率だと。うちのほうの希望としましては、なるべく多く受けてくださいということで予算化しま

したけど、実際問題としては去年並みぐらいにおさまっておるという状況だと思います。

○議長（谷口雅人） 平尾議員、詳細な数字を求めますか。

○6番（平尾節世） いえ……。

○議長（谷口雅人） 後でよろしいですね。

平尾議員。

○6番（平尾節世） この結果を来年度に向けて努力していただきたいと思えます。

○議長（谷口雅人） それをもって答弁でよろしいですか。それとも後で求めますか。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 今の状況を踏まえまして、26年度につきましては、がん検診等につきましては無料化をさせていただいて、検診率をアップしたいということで、26年度の予算ではそういうふうにさせていただいております。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 詳細は後で教えてください。

それと、知りたいのは、検診は横ばいだということでしたけれども、この委託料が減っている中身というのが病院で健診をされたのか、それとも車での健診をされたのか、その辺のところも教えていただきたいと思えます。

○議長（谷口雅人） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 今はまだ予算の執行中でありますので具体的な数字は出ませんので、最終的には決算のときに報告させていただきたいと思えます。

○議長（谷口雅人） それをもって報告でよろしいですか。

では、進んでよろしいですか。

ほかはございませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 24ページ、保健センター管理事業なんですけども、先ほどの説明では、蓄電池が何かふぐあいが生じたということでした。でもまだ保健センターってそんなに古い建物じゃないのに、これは耐用年数が来たとか、使い方が何とかって、何か問題があったのか。

○議長（谷口雅人） 執行部、どこがしますか。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） この保健センター管理費の中の修繕料、今、福祉課長が申しました蓄電池ですけども、平成17年に建ててから、もう10年近くたってきてます。その中で、自家発電のところになりますバッテリーというものの寿命が来ております。これの修繕料でございます。その保健センターとしての負担分でございます。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 25ページ、合併処理浄化槽の設置事業なんですけども、かなり減額補正なんですけども、合併処理浄化槽、まだのところ、家庭には、それなりの行政の努力はされていると思うんですけども、減額になってますので、合併処理浄化槽の設置に向けて、今後、鋭意尽力していただきたいと思いますが。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 今回の補正で、実は予算化しておりましたうちの5件のうち、3件を補正で減額するものでございます。では、この3件、なぜ予算どおりに運ばなかったかと申しますと、例えば智頭の町の中でありましたら、計画区域というのがあります。それから漏れた部分については浄化槽の設置を推奨しておるところでございますけども、計画している建物に設置しようとしたところが、農地転用でありますとか、あるいは自己資金の都合、こういったことで、25年度中に整備がままならなかったという理由で先延ばしになるということがあります。ゆえに今回予定しております5件のうちの3件については減額させていただくということになったわけでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 引き続き26年度の予算に合併処理浄化槽の計上がしてありましたので、多分そうではないのかなというふうに思ってたけど、ちょっと減額が大きかったもので。

○議長（谷口雅人） ほかございませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 28ページ、農林振興費の民泊関連の3件ですが、簡易宿泊取得経費、智頭町まるごと民泊事業補助金、食品衛生許可取得経費補助金などですけれども、これ、新たに民泊をされようとしている世帯をふやそうとしてのことだと思うんですが、その見込みと実績というのはどうなってますでしょ

うか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 議員がおっしゃるとおりで、ふやそうということで取り組んでまいりまして、最終的には一度に100人は泊まれるように、60軒ぐらいまでふやしたいと考えております。ただ、今現在、宿泊できる民泊の方の最終的な数字でいいますと、本年度でいきますと39戸でございますが、本年度、新たに1軒ふえておるということでございます。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 新たにふえている件数が本当に少なくて、残念に思うわけなんですけれども、もっとふやそうとされているんですよね。今後どのような、当初予算にもかかわるんですけれども、どのような創意工夫で民泊の家庭をふやしていこうとされているのか、そのところをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 民泊をするに当たりまして、まず、受け入れていただけるという意識の改善が必要だと考えておりまして、従来からやっておりますけれども、民泊を住民の方に体験いただくようなこと、今やっぺいらっしゃらない方がほかの民泊をやっぺいらっしゃる家庭に泊まって、こういうもんなんだという認識を高めてもらって、自分のとこでもやっぺいしてみてもいいかなというようなことを考えていただけますように、そういった経費も見込んでおります。あとはそういったことをやりながら、個別に、今、既に民泊の会員であります方から知人の方を勧誘してもらったり、そちらのほうもいろんな情報をいただきながら、PRをして確保につながったりして、民泊どうでしょうかということで、これからもそういうふうにしてまいりたいと考えております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 農林水産業費の中の社会保険料が減額。これは地域おこし協力隊や集落支援員が雇えなかったという話ですが、これの今の現状というか、応募状況とか、そういった、これは外部の人が中心になっているんですが、その現状ですね。本当に応募する人もなくなって雇用に至らないのか。そこら辺の状況というのはどういう現状でこういう結果になったんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則）　　今、地域おこし協力隊を募集した場合には、かなり全国的にも普及してまいりましたので、なかなか募集もないというような状況が広がってきておるといふころです。それと、私どものほうといたしましても、来ていただくに当たりましては、そちらのお願いしたい業務に対して熱意があったりというようなこともありますので、なかなか適当な人材がそう簡単に確保できないという事実があるというふうに考えております。今回も予定はしていましたが、結果的に適当な人材がなく、雇用することができなかつたということになったということです。

○議長（谷口雅人）　　7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎）　　そうした場合に、本来、人材を雇用して業務を任せようとしたと思うんですが、じゃあもし人材が採用できなかった部分については、事業が進捗しなければならぬ業務は所管の、例えば山村再生課がやっていったという実態ということでしょうか。

○議長（谷口雅人）　　上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則）　　今回の予定しておりました地域おこし協力隊の方は、野菜の、新鮮組の野菜になりますが、その販路開拓というものが主な内容と考えておりました。それで、実際にこれに至りませんでしたので、今、実際、臨時職員で、販路開拓もあわせて事業に取り組んでおつたというところでございます。

○議長（谷口雅人）　　7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎）　　来年度も17人を予定してるということですが、今の現状から見ると大変厳しい状況だと思いますし、外部で任せれるのものは外部でやっていく、やはり行政とあれもやっていくという、しっかり分けていくためと、もう一つは、これは賃金等は全国一律なんですかね、あとは賃金の魅力によって応募が変わってくるという現実があるということですか、そこら辺ちょっと。

○議長（谷口雅人）　　岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　地域おこし協力隊につきましては、年間250万ということで国からの交付税措置がございしますが、これは全国一律ということではございませんで、その250万を月額で割りますと16万6,000円ということで月額16万6,000円を支給しているという団体は多いんですけども、中には単独町費をそれに上乗せして措置しているという団体もございしますので、全国

一律で決まった金額でということではございません。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 関連ですけど、観光費で協力隊員、減額になってますが、説明があったんですけれども、協力隊員っていうのは総務省の補助事業だったり智頭町も採用しております。こういう欠員でこのセクションはよろしいんですかね。例えば25年度の事業予算とかは、例えば復活をするというようなことになると思うんですね。協力隊員は去就っていうのは本人任せなのか、あるいは3年間の登用条件がありますよね、県のほうに。これはもう無条件で更新されるのかと思って。いわゆる中身の話をちょっとしてるわけですね。どうしても必要なんだろうけども、本当に智頭町のために保全事業で功をなしてるのかどうかというようなこともちょっと心配なんです。セクションが途中で要らなくなった場合、じゃあかわりは誰がするのかというようなこともあったりしますとね、この協力隊員の扱いについて少し何か、予算があるから使おうかというような気もしないでもないんですけども、それについてちょっと聞かせてください。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 地域協力隊員の制度につきましては、最長で3年間雇用が認められるということでございますけれども、基本的には単年度の契約ということでございまして、年度途中で、来られた本人さんの事情等によって智頭町から去られるというような場合もあります。そのために補充をするかどうかということは受け入れる団体とも協議をいたしまして、また新しい年で仕切り直しをするか、またその年度の途中でも再度応募をかけるかということがございますけれども、現実的にはその年度で応募をかけるということになりますと、先ほど山村再生課長申しましたように、かなり全国的にこの地域おこし協力隊も飽和状態にありまして、応募する時期等によりまして応募される人数等にも影響がございますので、そのところはケース・バイ・ケースでその業務の実態に合わせて対応していくということになるかと思っております。

○議長（谷口雅人） 10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） いや、それはわかるんですけども、その人に合わせた採用ではなくて、智頭町としていかに使うのか、いかに貢献をさせるのか、こういう管理をしないと途中でぱつとね、逃げるわけじゃないんでしょうけれども、

去就がね、心配されたりとかしますんでね、あとは中身の問題ですので、そういうところもちょっと、そういうところのフィフティー・フィフティーの雇用関係が出てくるのではないですかという話を今してるわけです。今はもう時間ないですから言いませんけれども、26年度にはこの観光費、また予算出てるんでしょ。ねえ、1人分出てるんですね、これ。だから、そういうところはおかしいんじゃないかというようなことをまた質問をしますので、予算特別委員会よろしく願いいたします。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

○10番（酒本敏興） 要りません。

○議長（谷口雅人） それでは、ほか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 28ページの森林セラピードックの参加者負担金ですか、というところがちょこっと残ってますけれども、たしか昨年度も1人か2人くらいだったと思うんです。今年度もやはり人数が少ないということで、この事業は病院のある智頭町が森林セラピーをしてるからこそできる事業なので、昨年度応募人数が少なかったということで、本年度ちょっと広報の方法を変えられたとか、何かそういう努力はされましたか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 昨年に続きまして本年度も実績が非常に少ないということでご指摘いただきましたけども、今年度ですね、昨年度に比べましてさらに拡充していこうかというようなことは残念ながら取り組めておりませんでした。それで、来年度は引き続き予算要求はいたしますので、来年度また改めて、さらに今年度の実績を踏まえて見直していきたいということを考えております。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 先ほども申しましたように、病院とセラピーロードが整った智頭町だからこそその事業ですので、ぜひその辺のところをアピールしていただきたいと思います。終わります。

○議長（谷口雅人） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から災害復旧費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 33ページの文化財整備活用費の中の智頭町文化財建物活用推進事業、これ豊乗寺国宝展というところが減額ですが、とても楽しみにしておりました事業をできなかつたのはとても残念です。確認なんですけど、先ほど総務課長はこれは延期するんだという言葉でしたが、延期でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 今年度、豊乗寺の国宝展を石谷家の1号蔵で予定をしておったところですけども、文化庁と折衝したところが、文化庁のほうは「木造の建物では今現在は展示はしない方針である、鳥取県内で可能な施設といえば県博と倉吉の博物館のみ」という結果が出てまいりました。うちのほうは前の実績もあるわけですし、何とか復活をとということで推したところですけども、文化庁のご意見はそういうことだということです。今のところは、本年度は手をおろしますけども、智頭町の貴重な財産ですので、これをまた持って帰って展示ができるように、もう少し長いスパンで働きかけをしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） ほかございませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 33ページで体育施設の管理が183万減額になってるんですね。先ほどからそうなんですけども、やはり予算措置をされて何のために予算をとったんですかということなんでね。予算を議会が認めてるんでしょ。「ここで要らなだけえ返します。」ちゅうのは議会としてはこれ困るんですよ。だから、何のための予算措置かというところをやっぱりもう少し考えてみていただきたい。それで、この体育施設管理費の減額の要因はどういうところなんですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） グラウンドゴルフの練習場を平成25年度の当初予算で計上しているところでありまして。これは、グラウンドゴルフの協会のほうからこういう練習場を整備してほしいという要望も出ておまして、それから議員さんのほうからも一般質問でお答えをした経緯がございます。教育委員会としましては、この規模のものを整備していけば、それも協会のほうが維持管理はやっていくからということで、約束をしたところで予算を措置したところなんですけども、グラウンドゴルフの組織として、うちが提示した予算がついたので事業

を実施しましょうねということで話をしかけたところがちょっと待ってくれということで、グラウンドゴルフの協会からすると、練習場は欲しいんだけども複合といいますか、相乗りというんですか、町営運動場はほかの目的にも使う施設であるということで、自分たちのやはり専用コースがどうしても長い目で見ても欲しいという意見が大勢を占めたようです。今回はグラウンドゴルフ協会のほうから申し出があって、本年度は諦めて、どうも手をおろさざるを得ないというご意見をいただきました。教育委員会としまして、予算を組んだから絶対やるとかそういう考えではなしに、やはりグラウンドゴルフの協会の人口というんですか、競技人口も多いところですし、このグラウンドゴルフという種目を高齢者を中心とする生涯スポーツの大事な部分であると捉えておりますので、今回はそういうことで見送りますが、長い目で整備していくべきだなという考えは変えておりません。

○議長（谷口雅人） 8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 理由はわかりますけど、長い目で整備していくということで来年度はグラウンドゴルフが楊口郡のほうにスポーツ交流に行くというふうな予定も、このたびの一般会計の予算に上がってますので、グラウンドゴルフのみならず体育施設もそうですけども、予算をせっかく計上した以上はそれをきちんと遂行できるみたいな、施策としてやはりきちんと整った上で予算を上げていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 答弁を求めますか。

○8番（徳永英太郎） いいです。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 同じく体育施設費なんですけれども、これは温水プールも含まれますか。ここで体育施設費の中で、の質問をしたいんですが、ここでよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 体育施設費の中に温水プールは入ってまいりますけども、今回の補正の中には温水プールの物件はございません。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から地方債補正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に一般会計全般にわたっての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで、質疑は終わります。

日程第31、議案第15号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長(岸本光義) 議案第15号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、歳入歳出の予算の総額費、歳入歳出それぞれ2,922万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,587万7,000円とする。

初めに、歳出のほうを説明したいと思います。47ページから51ページをごらんください。総務費の一般管理費につきましては、国保のラインシステムのバージョンアップ、それから国保制度改正に伴うシステム改修費を計上しております。保険給付費から保険事業費までは決算見込みによる補正を、諸支出金の償還金及び還付金につきましては、平成20年度から23年度の調整交付金を精算による還付金1,333万1,000円を計上しております。

次に、歳入ですが、国庫支出金、県支出金、療養費給付費交付金、財政調整基金繰入金、繰越金を持って処置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第32、議案第16号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第16号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。予算書の56ページ、57ページであります。

まず、歳出でございます。当初見込んでおりました予算額よりも償還金のほうが多く入ってくるようなことになっております。まず、1番目の住宅改修資金貸付事業におきましては2万5,000円を補正し、計29万4,000円、2番目の住宅新築資金貸付事業におきましては156万円を補正し、853万3,000円、宅地取得資金貸付事業におきましては58万8,000円を補正いたしまして、計247万5,000円、これにつきましては一般会計へ繰り出すことといたします。

また、住宅新築資金等償還推進事業におきまして、補正額190万4,000円ということで、これにつきましては職員の人件費に一部充てることと、それから一般会計への繰り出しということで補正予算で計上したものでございます。

続いて、56ページの歳入であります。住宅新築資金の県補助金、これは助成事業に係るものでございますけれども1万6,000円、それから諸収入といたしまして改修資金が2万5,000円、続いて、新築資金の貸付収入が158万8,000円、宅地取得資金の貸付収入が58万8,000円、トータルで220万1,000円を増額するものであります。

続いて、延滞金であります。当初は見込んでいなかったわけですが、当初予算におきまして弁護士に委託する経費をもって弁護士から請求行為を行った事案について、償還金と合わせて延滞金を入れていただいたということで、63万3,000円を今回の補正で計上いたしました。

それから、繰越金といたしましては122万7,000円、これは前年度の繰越金でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33、議案第17号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正

予算（第4号）の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第17号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。予算書の64ページ、65ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳出、65ページでございます。補正予算におきまして675万2,000円を減額いたしました。これは、智頭テクノパーク整備に伴います下水道測量設計監理委託料の請け差におきまして減額となったものでございます。さらに、公債費におきましては233万2,000円ありますが、これは平準化債の借り入れに伴う額が確定したことによりまして、今回補正予算におきまして利子残金を償還するものでございます。

64ページの歳入であります。一般会計の繰入金といたしまして、381万1,000円を減額しております。諸収入におきましても60万9,000円の減額となりました。これは県土整備工事によります物件補償移転費であります。これが予想を下回ったために、このたび減額補正措置を講ずるものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第18号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第18号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。予算書の71ページ、72ページをごらんいただきたいと思います。

歳出であります。公債費、補正予算額として303万6,000円を計上しております。内訳は、公共下水道同様に平準化債の借り入れに伴います額が確定したために、今回の補正で利子元金を償還いたすものであります。

続いて、歳入でございます。一般会計繰入金342万5,000円でございます。一般会計で繰り入れるものでございます。それから、諸収入といたしまして、

雑入として38万9,000円減額措置をしております。これにつきましても、
県道改良工事に伴います道路支障物件の移転費が予定を下回ったため減額させて
いただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

日程第35、議案第19号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予
算（第4号）の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第19号 平成25年度智頭町介護保険事業特別
会計補正予算（第4号）。歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万1,
000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,894万3,000
円とする。

初めに、歳出のほうを説明させていただきたいと思います。80ページ、81
ページのほうをごらんください。総務費の一般管理費につきましては、消費税の
増税に伴う介護保険料報酬の改正のため、システム改修を行う経費を計上してい
ます。総務費の介護認定審査会費から地域支援事業につきましては決算見込みに
よる補正であります。

歳入につきましては、それぞれ国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入
金をもって処置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第20号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第4
号）の補足説明をお願いします。

萩原水道課長。

- 税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 議案第20号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

補正予算書、3ページをごらんください。このたびの補正は智頭テクノパーク整備に伴う水道施設測量設計業務委託料の落札差額、請負差額によります減額を入れております。

以上で補正予算の補足説明を終わります。

- 議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第37、議案第21号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

- 病院事務次長（寺谷和幸） 議案第21号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）につきましても、決算見込みに基づく補正であります。

入院患者の大幅な増はありましたが、外来患者及びデイケアの減少によって収益の減少とともに、費用面においても経費等の減額補正を行うものです。また、建設当時の控除対象外消費税を毎年繰延勘定償却していましたが、今年度残額を一括特別損失として計上することで、1ページにあります病院事業収益、補正後が18億3,104万1,000円の収入に対して、病院事業費用、2ページのほうになりますけども、18億6,445万6,000円という費用になります。これによりまして、当期純利益は3,341万5,000円の赤字ということになります。しかし、実質収支では2億円を超える資金余裕となり、平成25年度で不良債務を解消できる見込みであります。

以上で説明を終わります。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩をします。

休 憩 午後 4時00分

再 開 午後 4時11分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30、議案第14号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第14号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第15号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第15号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第16号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別

会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第16号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第17号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第17号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第18号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第18号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第19号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第19号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第20号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第20号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第21号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第21号 平成25年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第38、陳情についてを議題とします。

最初に、12月19日の本議会において継続審査とした陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、総務常任委員長に報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 継続審査についての審査結果を報告します。

昨年12月11日に本会議において付託を受けた陳情について、2月19日に委員会を開き、慎重に審議した結果、陳情第20号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情書については、採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第20号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情書は採択です。委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。各常任委員会審査のため、3月8日から9日まで及び11日から19日までの11日間、休会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、3月8日から9日まで及び11日から19日までの11日間、休会することに決定しました。

来る3月10日は、午前9時より本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

3月20日は本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時21分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年3月7日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 中 野 ゆかり

智頭町議会議員 平 尾 節 世